

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2021年1月25日

02-工-B-19-0015_改2

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-2-1-9 機能維持の基本方針	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目次 1. 概要 2. 機能維持の確認に用いる設計用地震力 3. 構造強度 3.1 構造強度上の制限 3.2 変位，変形の制限 4. 機能維持 4.1 動的機能維持 4.2 電氣的機能維持 4.3 気密性の維持 4.4 止水性の維持 4.5 遮蔽性の維持 4.6 支持機能の維持 4.7 通水機能及び貯水機能の維持	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																				
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力の算定法及び「5. 機能維持の基本方針」に示す機能維持の考え方に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の機能維持に関する基本的な考え方を説明するものである。</p> <p>2. 機能維持の確認に用いる設計用地震力</p> <p>機能維持の確認に用いる設計用地震力については、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」の「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力の算定法に基づくこととし、具体的な算定法は表2-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1 設計用地震力</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p style="text-align: center;">（設計基準対象施設）</p> <p>静的地震力及び必要保有水平耐力は、次の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1330 991 1935 1409"><thead><tr><th>種別</th><th>耐震クラス</th><th>地震層せん断力係数及び水平震度</th><th>地震層せん断力係数（必要保有水平耐力算出用）</th><th>鉛直震度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">建物・構築物</td><td>S</td><td>$3.0 \cdot C_i^{*1}$</td><td>$1.0 \cdot C_i^{*2}$</td><td>$1.0 \cdot C_V^{*3}$ (0.24)</td></tr><tr><td>B</td><td>$1.5 \cdot C_i^{*1}$</td><td>$1.0 \cdot C_i^{*2}$</td><td>—</td></tr><tr><td>C</td><td>$1.0 \cdot C_i^{*1}$</td><td>$1.0 \cdot C_i^{*2}$</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="3">機器・配管系</td><td>S</td><td>$3.6 \cdot C_i^{*1}$</td><td>—</td><td>$1.2 \cdot C_V^{*3}$ (0.29)</td></tr><tr><td>B</td><td>$1.8 \cdot C_i^{*1}$</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>C</td><td>$1.2 \cdot C_i^{*1}$</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>土木構造物</td><td>C</td><td>$1.0 \cdot C_i^{*1}$</td><td>—</td><td>—</td></tr></tbody></table> <p>注記 *1: C_i は標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動</p>	種別	耐震クラス	地震層せん断力係数及び水平震度	地震層せん断力係数（必要保有水平耐力算出用）	鉛直震度	建物・構築物	S	$3.0 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	$1.0 \cdot C_V^{*3}$ (0.24)	B	$1.5 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	—	C	$1.0 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	—	機器・配管系	S	$3.6 \cdot C_i^{*1}$	—	$1.2 \cdot C_V^{*3}$ (0.29)	B	$1.8 \cdot C_i^{*1}$	—	—	C	$1.2 \cdot C_i^{*1}$	—	—	土木構造物	C	$1.0 \cdot C_i^{*1}$	—	—	<p>表現の相違（添付書類の引用方法の相違（以下同様のため差異理由を省略する。））</p> <p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
種別	耐震クラス	地震層せん断力係数及び水平震度	地震層せん断力係数（必要保有水平耐力算出用）	鉛直震度																																			
建物・構築物	S	$3.0 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	$1.0 \cdot C_V^{*3}$ (0.24)																																			
	B	$1.5 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	—																																			
	C	$1.0 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	—																																			
機器・配管系	S	$3.6 \cdot C_i^{*1}$	—	$1.2 \cdot C_V^{*3}$ (0.29)																																			
	B	$1.8 \cdot C_i^{*1}$	—	—																																			
	C	$1.2 \cdot C_i^{*1}$	—	—																																			
土木構造物	C	$1.0 \cdot C_i^{*1}$	—	—																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																														
		<p>特性、地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。</p> $C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_o$ <p>R_t：振動特性係数 0.8 A_i：C_iの分布係数 C_o：標準せん断力係数 0.2</p> <p>*2:C_iは標準せん断力係数を1.0とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。</p> $C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_o$ <p>R_t：振動特性係数 0.8 A_i：C_iの分布係数 C_o：標準せん断力係数 1.0</p> <p>*3:震度0.3とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定とする。また次式より求めた値を表に記載した。</p> $C_v = 0.3 \cdot R_v$ <p>R_v：振動特性係数 0.8</p> <p>（重大事故等対処施設）</p> <p>静的地震力は、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）及び当該設備が設置される重大事故等対処施設に適用するものとし、以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1330 1061 1935 1369"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>*1 設備分類 施設区分</th> <th>*2 耐震 クラス</th> <th>地震層せん断力係 数及び水平震度</th> <th>地震層せん断力係 数（必要保有水 平耐力算出用）</th> <th>鉛直 震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物・ 構築物</td> <td>②</td> <td>B</td> <td>1.5・C_i^{*3}</td> <td>1.0・C_i^{*4}</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>機器・ 配管系</td> <td>①</td> <td>B</td> <td>1.8・C_i^{*3}</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①</td> <td>C</td> <td>1.2・C_i^{*3}</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木構造 物</td> <td>①</td> <td>C</td> <td>1.0・C_i^{*3}</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1:重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分 ①:常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は</p>	種別	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震 クラス	地震層せん断力係 数及び水平震度	地震層せん断力係 数（必要保有水 平耐力算出用）	鉛直 震度	建物・ 構築物	②	B	1.5・C _i ^{*3}	1.0・C _i ^{*4}	—	機器・ 配管系	①	B	1.8・C _i ^{*3}	—	—		①	C	1.2・C _i ^{*3}	—	—	土木構造 物	①	C	1.0・C _i ^{*3}	—	—	<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
種別	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震 クラス	地震層せん断力係 数及び水平震度	地震層せん断力係 数（必要保有水 平耐力算出用）	鉛直 震度																												
建物・ 構築物	②	B	1.5・C _i ^{*3}	1.0・C _i ^{*4}	—																												
機器・ 配管系	①	B	1.8・C _i ^{*3}	—	—																												
	①	C	1.2・C _i ^{*3}	—	—																												
土木構造 物	①	C	1.0・C _i ^{*3}	—	—																												

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																										
		<p>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）</p> <p>②:①が設置される重大事故等対処施設</p> <p>*2:常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス</p> <p>*3:C_iは標準せん断力係数を0.2とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。</p> $C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_o$ <p>R_t：振動特性係数 0.8 A_i：C_iの分布係数 C_o：標準せん断力係数 0.2</p> <p>*4:C_iは標準せん断力係数を1.0とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。</p> $C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_o$ <p>R_t：振動特性係数 0.8 A_i：C_iの分布係数 C_o：標準せん断力係数 1.0</p> <p>(2) 動的地震力 (設計基準対象施設)</p> <p>動的地震力は、以下の入力地震動に基づき算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1335 1061 1939 1437"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th colspan="2">入力地震動</th> </tr> <tr> <th>水平</th> <th>鉛直</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物・構築物</td> <td rowspan="2">S</td> <td>弾性設計用地震動 S_d</td> <td>弾性設計用地震動 S_d</td> </tr> <tr> <td>基準地震動 S_s</td> <td>基準地震動 S_s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機器・配管系</td> <td rowspan="2">S</td> <td>弾性設計用地震動 S_d</td> <td>弾性設計用地震動 S_d</td> </tr> <tr> <td>基準地震動 S_s</td> <td>基準地震動 S_s</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B</td> <td>弾性設計用地震動 S_d・1/2*</td> <td>弾性設計用地震動 S_d・1/2*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B</td> <td>弾性設計用地震動</td> <td>弾性設計用地震動</td> </tr> </tbody> </table>	種別	耐震クラス	入力地震動		水平	鉛直	建物・構築物	S	弾性設計用地震動 S _d	弾性設計用地震動 S _d	基準地震動 S _s	基準地震動 S _s	機器・配管系	S	弾性設計用地震動 S _d	弾性設計用地震動 S _d	基準地震動 S _s	基準地震動 S _s		B	弾性設計用地震動 S _d ・1/2*	弾性設計用地震動 S _d ・1/2*		B	弾性設計用地震動	弾性設計用地震動	<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
種別	耐震クラス	入力地震動																											
		水平	鉛直																										
建物・構築物	S	弾性設計用地震動 S _d	弾性設計用地震動 S _d																										
		基準地震動 S _s	基準地震動 S _s																										
機器・配管系	S	弾性設計用地震動 S _d	弾性設計用地震動 S _d																										
		基準地震動 S _s	基準地震動 S _s																										
	B	弾性設計用地震動 S _d ・1/2*	弾性設計用地震動 S _d ・1/2*																										
	B	弾性設計用地震動	弾性設計用地震動																										

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機				備考
				S d・1/2*	S d・1/2*	表現の相違
		土木構造物	屋外重要土木構造物	C	基準地震動 S s	
		津波防護施設・ 浸水防止設備・ 津波監視設備		S	基準地震動 S s	基準地震動 S s
		注記				
		*：水平方向及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。				表現の相違
		(重大事故等対処施設)				
		動的地震力は、重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分に応じて、以下の入力地震動に基づき算定する。				
		種別	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震 クラス	入力地震動	
建物・ 構築物		*3 ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦	S	水平	鉛直	
				弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d	
		基準地震動 S s	基準地震動 S s			
機器・ 配管系		③, ⑤*3	S	水平	鉛直	
				弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d	
		基準地震動 S s	基準地震動 S s			
土木構造 物		③, ⑤	S	水平	鉛直	
				弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d	
		基準地震動 S s	基準地震動 S s			
		①, ④, ⑥	C	S d・1/2*4	S d・1/2*4	
				弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d	
		①, ④, ⑥	C	S d・1/2*4	S d・1/2*4	
				弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d	
		①, ④, ⑥	C	S d・1/2*5	S d・1/2*5	
				弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d	
注記*1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分						
		設備構成の差異による (女川2号では、貯留 堰が常設耐震重要重大 事故等対処設備に該当 する。)				

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）</p> <p>②：①が設置される重大事故等対処施設</p> <p>③：常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</p> <p>④：③が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑤：常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>⑥：⑤が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑦：緊急時対策所</p> <p>*2：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス また、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）については、当該クラスをSと表記する。</p> <p>*3：事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>*4：水平方向及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。</p> <p>*5：屋外重要土木建造物の機能を代替する重大事故等対処施設に適用する。</p>	<p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機				備考	
		(3) 設計用地震力 (設計基準対象施設)					
		種別	耐震 クラス	水平	鉛直		摘要
		建物・ 構築物	S	地震層せん断力係数 3.0・C _i	静的震度 1.0・C _v (0.24)		*1 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合には同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には組合せ係数法による。
				弾性設計用地震動 S _d	弾性設計用地震動 S _d		
				基準地震動S _s	基準地震動S _s		
		B		地震層せん断力係数 1.5・C _i	—		—
				弾性設計用地震動 S _d ・1/2*2	弾性設計用地震動 S _d ・1/2*2		
		C		地震層せん断力係数 1.0・C _i	—		—
		機器・ 配管系	S	静的震度 3.6・C _i	静的震度 1.2・C _v (0.29)		*3, *4 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合には同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根(SRSS)法による。
				弾性設計用地震動 S _d	弾性設計用地震動 S _d		
基準地震動S _s	基準地震動S _s			*4 荷重の組合せは、二乗和平方根(SRSS)法による。			

表現の相違

表現の相違

設計の差異による（女川2号では、二乗和平方根法を用いる施設がない。）

表現の相違

表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）		東海第二発電所		女川原子力発電所第2号機				備考	
				種別	耐震クラス	水平	鉛直	摘要	
		機器・配管系		B		静的震度 $1.8 \cdot C_i$	—	*4、*5 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は二乗和平方根（SRSS）法による。	
						弾性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*2}$	弾性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*2}$		
				C		静的震度 $1.2 \cdot C_i$	—	—	
		土木構造物	屋外重要土木構造物	C		静的震度 $1.0 \cdot C_i$	—	—	表現の相違
			その他の土木構造物	C		静的震度 $1.0 \cdot C_i$	—	—	
		津波防護施設・浸水防止設備・津波監視設備	S			基準地震動 S_s	基準地震動 S_s	荷重の組合せは、鉛直地震力と水平地震力の同時作用、組合せ係数法又は二乗和平方根（SRSS）法による。	表現の相違
<p>注記*1:建物・構築物のうち原子炉格納容器については、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は二乗和平方根（SRSS）法又は絶対値和法を適用する。</p> <p>*2:水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。</p> <p>*3:水平方向における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直方向における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。</p> <p>*4:絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。</p> <p>*5:水平方向における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直方向における動的地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。</p>									
表現の相違									
表現の相違									
表現の相違									

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）		東海第二発電所		女川原子力発電所第2号機 (重大事故等対処施設)			備考
種別	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震 クラス	水 平	鉛 直	摘 要		
建 物・ 構 築 物	*4 ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦	S	弾性設計用地震動 S _d	弾性設計用地震動 S _d	*3 荷重の組合せは、組合せ係数法による。	表現の相違	
	①, ②	B	地震層せん断力係数 1.5・C _i	—	—	設計の差異による（女川2号では、二乗和平方根法を用いる施設がない。） 表現の相違	
		C	弾性設計用地震動 S _d ・1/2 ^{*5}	弾性設計用地震動 S _d ・1/2 ^{*5}	荷重の組合せは、組合せ係数法による。		
機 器・ 配 管 系	*4 ③, ⑤	S	基準地震動S _s	基準地震動S _s	*6 荷重の組合せは、二乗和平方根(SRSS)法による。		
	①	B	静的震度 1.8・C _i	—	*6, *7 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根(SRSS)法による。	表現の相違	
		C	弾性設計用地震動 S _d ・1/2 ^{*5}	弾性設計用地震動 S _d ・1/2 ^{*5}	—	表現の相違	
			静的震度 1.2・C _i	—	—		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機					備考		
		土木	③, ⑤	S	基準地震動 S _s	基準地震動 S _s	鉛直地震力は、水平地震力と同時に作用するものとする。	設備構成の差異による （女川2号では、貯留 堰が常設耐震重要重大 事故等対処設備に該当 する。） 表現の相違 表現の相違	
		構造 物	①, ④, ⑥	C	基準地震動 S _s ^{**}	基準地震動 S _s ^{**}	鉛直地震力は、水平地震力と同時に作用するものとする。		
		物	①	C	静的震度 1.0・C _i	—	—		
		<p>注記*1:重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分</p> <p>①:常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）</p> <p>②:①が設置される重大事故等対処施設</p> <p>③:常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</p> <p>④:③が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑤:常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>⑥:⑤が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑦:緊急時対策所</p> <p>*2:常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス また、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）については、当該クラスをSと表記する。</p> <p>*3:建物・構築物のうち原子炉格納容器については、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は二乗和平方根（SRSS）法又は絶対値和法を適用する。</p> <p>*4:事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>*5:水平方向及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。</p> <p>*6:絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。</p> <p>*7:水平方向における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直方向における動的地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。</p>						表現の相違	表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>*8:屋外重要土木建造物の機能を代替する重大事故等対処施設に適用する。</p> <p>3. 構造強度</p> <p>3.1 構造強度上の制限</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計については、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.1 構造強度」に示す考え方にに基づき、設計基準対象施設における各耐震重要度及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた設計用地震力が加わった場合、これらに生じる応力とその他の荷重によって生じる応力の合計値等を許容限界以下とする設計とする。</p> <p>許容限界は、施設の種類及び用途を考慮し、安全機能が維持できるように十分に余裕を見込んだ値とする。</p> <p>地震力による応力とその他の荷重による応力の組合せに対する許容値は、表3-1に示す通りとする。機器・配管系の基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dのみによる疲労解析に用いる等価繰返し回数は、設置場所等に関係なく複数の設備に対して適用が可能になるように設定した値（基準地震動S_s:340回、弾性設計用地震動S_d:590回）、又は設備ごとに個別に設定した値を用いる。S_d地震動の疲労解析は、S_d地震動の等価繰返し回数又は設備ごとに個別に設定したS_d地震動の等価繰返し回数とS_s地震動による応力を用いた疲労解析が許容限界以下であれば省略できる。なお、疲労評価については、3.11/4.7地震を受けたことを踏まえ、疲労累積係数による疲労評価を実施する場合は、許容限界に対して余裕があることに留意する。</p> <p>また、建物・構築物の保有水平耐力は、必要保有水平耐力に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。支持性能が必要となる施設の基礎地盤については、接地圧が安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の支持力又は支持力度と比べて妥当な安全余裕を有する設計とし、設計基準対象施設における耐震重要度及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた許容限界を設定する。</p> <p>耐震設計においては、地震力に加えて、自然条件として積雪荷重及び風荷重を組合せる。</p> <p>積雪荷重及び風荷重の設定フローを図3-1に示す。積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設、又は埋設構造物等常時の荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力と組み合わせる。また、風荷重については、</p>	<p>プラント固有条件の差異による。(地震動の相違による等価繰返し回数の相違。S_d評価省略方針の設定。3.11/4.7地震を受けたことを踏まえた留意事項の明記。)</p> <p>設置(変更)許可における設計方針の差異による(女川2号では、風荷重を設計で考慮)</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>屋外に設置されている施設のうち、コンクリート構造物等の自重が大きい施設を除いて、風荷重の影響が地震力と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力と組み合わせる。表3-2に施設の区分ごとの、積雪荷重及び風荷重の組合せを示す。</p> <p>通常運転時の状態、運転時の異常な過渡変化時の状態及び事故時の状態については、次のように定義される運転状態Ⅰ，運転状態Ⅱ，運転状態Ⅲ，運転状態Ⅳ及び運転状態Ⅴのそれぞれの状態として考慮する。</p> <p>(1) 「運転状態Ⅰ」とは、発電用原子炉施設の通常運転時の状態をいう。ここで通常運転とは、運転計画等で定める起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等の発電用原子炉施設の運転をいう。</p> <p>(2) 「運転状態Ⅱ」とは、運転状態Ⅰから逸脱した運転状態であって、運転状態Ⅲ，運転状態Ⅳ，運転状態Ⅴ及び試験状態以外の状態をいう。「試験状態」とは、耐圧試験により原子炉施設に最高使用圧力を超える圧力が加えられている状態をいう。</p> <p>(3) 「運転状態Ⅲ」とは、発電用原子炉施設の故障、異常な作動等により原子炉の運転の停止が緊急に必要とされる運転状態をいう。</p> <p>(4) 「運転状態Ⅳ」とは、発電用原子炉施設の安全性を評価する観点から異常な状態を想定した運転状態をいう。</p> <p>(5) 「運転状態Ⅴ」とは、発電用原子炉施設が重大事故に至るおそれがある事故、又は重大事故の状態、重大事故等対処施設の機能が必要とされる運転状態をいう。なお、添付書類「VI-3 強度に関する説明書」に記載の「運転状態Ⅳを超える事象」に相当するものである。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考		
		表 3-1 荷重の組合せ及び許容限界			
		(1) 建物・構築物 (設計基準対象施設)			
		許容限界			
		耐震クラス	荷重の組合せ	建物・構築物	基礎地盤の支持性能
		建物・構築物	Sクラス	*1 G + P + S _d *	質点系モデルによる地震応答解析の最大せん断ひずみがおおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること又は部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値又はCCV規格*2における荷重状態Ⅲの許容値を超えないこととする。
G + P + S _s	質点系モデルによる地震応答解析の最大せん断ひずみが 2.0×10^{-3} を超えないこと又は部材に生じる応力が終局耐力に対し適切な安全余裕を有していることあるいは部材に生じる応力又はひずみがCCV規格*2における荷重状態Ⅳの許容値を超えないこととする。			地盤の極限支持力度に対して適切な安全余裕を持たせる。	
Bクラス	G + P + S _B		部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。	
Cクラス	G + P + S _C		部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えない	地盤の短期許容支持力度と	

プラント固有条件の差異による。(女川2号は、鋼製格納容器であり、設計方針は、クラスMC側に記載している。)記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考				
		<table border="1"><tr><td></td><td></td><td>こととする。</td><td>する。</td></tr></table>			こととする。	する。	
				こととする。	する。		
〔記号の説明〕 G : 固定荷重 P : 積載荷重 S _d *: 弾性設計用地震動S _d により定まる地震力又はSクラス設備に適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力 S _s : 基準地震動S _s による地震力 S _B : 耐震Bクラスの施設に適用される静的地震力又は動的地震力 S _C : 耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力 注記*1: 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重は、弾性設計用地震動S _d による地震力又は静的地震力と組み合わせる。 *2: 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格（(社)日本機械学会, 2003）	プラント固有条件の差異による。(女川2号は、鋼製格納容器であり、設計方針は、クラスMC側に記載している。) プラント固有条件の差異による。(女川2号は、鋼製格納容器であり、設計方針は、クラスMC側に記載している。) 【東海第二】 プラント固有条件の差異による。 東海第二(Mark II)の格納容器下部は、コンクリート製であり、女川2号(Mark I改)とは異なる。						

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機					備考	
		（重大事故等対処施設）					プラント固有条件の差異による。（女川2号は，鋼製格納容器であり，設計方針は，クラスMC側に記載している。）	
		建物・構築物	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震 クラス	荷重の組合せ	許容限界		
			建物・構築物	基礎地盤の 支持性能				
			③，④ ⑤，⑥ ⑦	Sクラス	G + P + A + S _s	要求機能が維持されることとする。		地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を持たせる。
①，②	Bクラス	G + P + S _B	部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。				
		Cクラス	G + P + S _C	部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。			
〔記号の説明〕								
G : 固定荷重								
P : 積載荷重								
A : 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち，地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重，又は重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち長期的な荷重								
S _s : 基準地震動S _s による地震力								
S _B : 耐震Bクラスの施設に適用される地震動より求まる地震力又はBクラス設備に適用される静的地震力								
S _C : 耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力								
プラント固有条件の差異による。（女川2号は，鋼製格納容器であり，設計方針は，クラスMC側に記載している。）								

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>注記*1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分</p> <p>①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）</p> <p>②：①が設置される重大事故等対処施設</p> <p>③：常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</p> <p>④：③が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑤：常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>⑥：⑤が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑦：緊急時対策所</p> <p>*2：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス また、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）については、当該クラスをSと表記する。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>プラント固有条件の差異による。（女川2号は、鋼製格納容器であり、設計方針は、クラスMC側に記載している。）</p> <p>【東海第二】 プラント固有条件の差異による。 東海第二（Mark II）の格納容器下部は、コンクリート製であり、女川2号（Mark I 改）とは異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. 記号の説明</p> <p>D : 死荷重</p> <p>P : 地震と組み合わせべきプラントの運転状態（地震との組合せが独立な運転状態Ⅳ、Ⅴは除く。）における圧力荷重</p> <p>M : 地震及び死荷重以外で地震と組み合わせべきプラントの運転状態（地震との組合せが独立な運転状態Ⅳ、Ⅴは除く。）で設備に作用している機械的荷重</p> <p>〔各運転状態におけるP及びMについては、安全側に設定された値（最高使用圧力、設計機械荷重等）を用いてもよい。〕</p> <p>P_L : 地震との組合せが独立な運転状態Ⅳの事故の直後を除き、その後が生じている圧力荷重</p> <p>M_L : 地震との組合せが独立な運転状態Ⅳの事故の直後を除き、その後が生じている死荷重及び地震荷重以外の機械的荷重</p>	

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>重</p> <p>P_D : 地震と組み合わせべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む。）又は当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重</p> <p>M_D : 地震と組み合わせべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む。）又は当該設備に設計上定められた機械的荷重</p> <p>P_d : 当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重</p> <p>M_d : 当該設備に設計上定められた機械的荷重</p> <p>P_{SAL} : 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）で長期的（長期（L））に作用する圧力荷重</p> <p>M_{SAL} : 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）で長期的（長期（L））に作用する機械的荷重</p> <p>P_{SALL} : 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）で長期的（長期（L））より更に長期的（長期（LL））に作用する圧力荷重</p> <p>M_{SALL} : 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）で長期的（長期（L））より更に長期的（長期（LL））に作用する機械的荷重</p> <p>P_{SAD} : 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた設計圧力による荷重</p> <p>M_{SAD} : 重大事故等時の状態（運転状態Ⅴ）における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた機械的荷重</p> <p>S_d : 弾性設計用地震動 S_d により定まる地震力</p> <p>S_{d^*} : 弾性設計用地震動 S_d により定まる地震力又はSクラス設備に適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力</p> <p>S_s : 基準地震動 S_s により定まる地震力</p> <p>S_B : 耐震Bクラス設備に適用される地震動により定まる地震力又は静的地震力</p> <p>S_C : 耐震Cクラス設備に適用される静的地震力</p> <p>III,S : 発電用原子力設備規格（設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。））J S M E S N C 1 - 2005/2007）（日本機械学会 2007年9月）（以下「設計・建設規格」という。）の供用状態C相当の許容応力を基準として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>力状態</p> <p>IV_AS : 設計・建設規格の供用状態D相当の許容応力を基準として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態</p> <p>V_AS : 運転状態V相当の応力評価を行う許容応力状態を基本として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態</p> <p>B_AS : 耐震Bクラス設備の地震時の許容応力状態</p> <p>C_AS : 耐震Cクラス設備の地震時の許容応力状態</p> <p>S_y : 設計降伏点 設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表8に規定される値</p> <p>S_u : 設計引張強さ 設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表9に規定される値</p> <p>S_m : 設計応力強さ 設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表1に規定される値。ただし、耐圧部テンションボルトにあつては設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表2に規定される値</p> <p>S : 許容引張応力 設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表5又は表6に規定される値。ただし、クラスMC容器にあつては設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表3に規定される値。また、耐圧部テンションボルトについては、クラスMCにあつては設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表4に規定される値。その他については設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表7に規定される値。</p> <p>F : 設計・建設規格 SSB-3121.1(1)により規定される値</p>	<p>表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>f_t : 許容引張応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(1)により規定される値。ボルト等に対して設計・建設規格 SSB-3131(1)により規定される値</p> <p>f_s : 許容せん断応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(2)により規定される値。ボルト等に対しては、設計・建設規格 SSB-3131(2)により規定される値</p> <p>f_c : 許容圧縮応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(3)により規定される値</p> <p>f_b : 許容曲げ応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により規定される値</p> <p>f_p : 許容支圧応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(5)により規定される値</p> <p>f_t^*, f_s^*, f_c^*, f_b^*, f_p^* : 上記の f_t, f_s, f_c, f_b, f_p の値を算出する際に設計・建設規格付録材料図表 Part5 表8に規定する値とあるのを設計・建設規格付録材料図表 Part5 表8に規定する値の1.2倍の値と読み替えて計算した値。ただし、その他の支持構造物の上記 $f_t \sim f_p^*$ においては、設計・建設規格 SSB-3121.1(1)a のF値は S_y 及び $0.7S_u$ のいずれか小さい方の値。ただし、使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金にあつては、$1.35S_y$, $0.7S_u$ 又は $S_y(\text{RT})$ のいずれか小さい方の値。また、$S_y(\text{RT})$ は 40°C における設計降伏点の値</p> <p>T_L : 形式試験により支持構造物が破損するおそれのある荷重 (N) (同一仕様につき3個の試験の最小値又は1個の試験の90%)</p> <p>$S_{y,d}$: 最高使用温度における設計降伏点 設計・建設規格付録材料図表 Part5 表8に規定される値</p> <p>$S_{y,t}$: 試験温度における設計降伏点 設計・建設規格付録材料図表 Part5 表8に規定される値</p> <p>A S S : オーステナイト系ステンレス鋼</p>	

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		HNA : 高ニッケル合金	プラント固有条件の差異による。（女川2号は、鋼製格納容器であり、設計方針は、クラスMC側に記載している。）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																											
	<p>b. 荷重の組合せ及び許容応力</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）の機器・配管系</p> <p>イ、クラス1容器及び重大事故等クラス2容器（クラス1容器）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th rowspan="2">一次一般応力</th> <th rowspan="2">一次応力+一次曲げ応力</th> <th rowspan="2">一次+二次応力</th> <th colspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次+二次+ピーク応力</th> <th>特別な応力限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D+P+M+S d*</td> <td>III S</td> <td>S₁と$\frac{2}{3}$・S_uの小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては1.2・S_mとする。 $\frac{2}{3}$・S_u</td> <td>左欄の1.5倍の値**</td> <td>3・S_m** S d又はS s地震動のみによる応力振幅について評価する。</td> <td>S d又はS s地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であること。</td> <td>0.6・S_m</td> <td>S_y** (1.5・S_y)</td> </tr> <tr> <td>D+P+M+S d* *1 D+P+M+S s</td> <td>IV S</td> <td>ただし、ASS及びHNAについては$\frac{2}{3}$・S_uと2.4・S_mの小さい方。</td> <td>左欄の1.5倍の値**</td> <td></td> <td></td> <td>0.4・S_u</td> <td>S_u** (1.5・S_u)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態Ⅲとする。 *2：3・S_mを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PWB-3300（PWB-3313を除く）の弾塑性解析を用いる。 *3：設計・建設規格 PWB-3140(6)を準拠するときは疲労解析不要。 ただし、PWB-3140(6)の「応力の全振幅」は「S d又はS s地震動による応力の全振幅」と読み替える。 *4：運転状態I、IIにおいて疲労解析を要しない場合は、地震動のみによる疲労累積係数を1.0以下とする。 *5：（）内は、支圧荷重の作用域から自由端までの距離が支圧荷重の作用域より大きい場合の値。 *6：設計・建設規格 PWB-3111に準拠する場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比または1.5のいずれか小さい方の値(α)を用いる。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	一次一般応力	一次応力+一次曲げ応力	一次+二次応力	許容限界		一次+二次+ピーク応力	特別な応力限界	S	D+P+M+S d*	III S	S ₁ と $\frac{2}{3}$ ・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては1.2・S _m とする。 $\frac{2}{3}$ ・S _u	左欄の1.5倍の値**	3・S _m ** S d又はS s地震動のみによる応力振幅について評価する。	S d又はS s地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であること。	0.6・S _m	S _y ** (1.5・S _y)	D+P+M+S d* *1 D+P+M+S s	IV S	ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3}$ ・S _u と2.4・S _m の小さい方。	左欄の1.5倍の値**			0.4・S _u	S _u ** (1.5・S _u)	
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態							一次一般応力	一次応力+一次曲げ応力	一次+二次応力	許容限界																		
			一次+二次+ピーク応力	特別な応力限界																										
S	D+P+M+S d*	III S	S ₁ と $\frac{2}{3}$ ・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては1.2・S _m とする。 $\frac{2}{3}$ ・S _u	左欄の1.5倍の値**	3・S _m ** S d又はS s地震動のみによる応力振幅について評価する。	S d又はS s地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であること。	0.6・S _m	S _y ** (1.5・S _y)																						
	D+P+M+S d* *1 D+P+M+S s	IV S	ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3}$ ・S _u と2.4・S _m の小さい方。	左欄の1.5倍の値**			0.4・S _u	S _u ** (1.5・S _u)																						

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																				
<p>（重大事故等クラス2容器（クラス1容器））</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">許容限界</th> </tr> <tr> <th>許容応力状態</th> <th>一次一般応力</th> <th>一次+二次応力</th> <th>特別な応力限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷重の組合せ D+P+M+S</td> <td>一次一般応力 $\frac{3}{5} \cdot S_u$</td> <td>一次+二次応力 $3 \cdot S_m^{*2}$</td> <td>特別な応力限界 純せん断応力</td> </tr> <tr> <td>D+P_L+M_L+S_d^{*1}</td> <td>ただし、A、S、S及びHNAについては$\frac{2}{3} \cdot S_u$と$2.1 \cdot S_m$の小さい方とする。</td> <td>一次+二次応力+一次曲げ応力 左側の1.5倍の値^{*6}</td> <td>一次+二次+ピーク応力 S_d又はS_s地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であること。</td> </tr> <tr> <td>D+P_{SALL}+M_{SALL}+S_d</td> <td>V_S（V_Sとして右に示す） IV_Sの許容限界を用いる。）</td> <td></td> <td>S_m^{*5} ($1.5 \cdot S_u$)</td> </tr> </tbody> </table>	許容限界				許容応力状態	一次一般応力	一次+二次応力	特別な応力限界	荷重の組合せ D+P+M+S	一次一般応力 $\frac{3}{5} \cdot S_u$	一次+二次応力 $3 \cdot S_m^{*2}$	特別な応力限界 純せん断応力	D+P _L +M _L +S _d ^{*1}	ただし、A、S、S及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.1 \cdot S_m$ の小さい方とする。	一次+二次応力+一次曲げ応力 左側の1.5倍の値 ^{*6}	一次+二次+ピーク応力 S_d 又は S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であること。	D+P _{SALL} +M _{SALL} +S _d	V _S （V _S として右に示す） IV _S の許容限界を用いる。）		S_m^{*5} ($1.5 \cdot S_u$)	
		許容限界																					
		許容応力状態	一次一般応力	一次+二次応力	特別な応力限界																		
		荷重の組合せ D+P+M+S	一次一般応力 $\frac{3}{5} \cdot S_u$	一次+二次応力 $3 \cdot S_m^{*2}$	特別な応力限界 純せん断応力																		
		D+P _L +M _L +S _d ^{*1}	ただし、A、S、S及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.1 \cdot S_m$ の小さい方とする。	一次+二次応力+一次曲げ応力 左側の1.5倍の値 ^{*6}	一次+二次+ピーク応力 S_d 又は S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であること。																		
D+P _{SALL} +M _{SALL} +S _d	V _S （V _S として右に示す） IV _S の許容限界を用いる。）		S_m^{*5} ($1.5 \cdot S_u$)																				
<p>注記※1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態Ⅲ_Sとする。 ※2：$3 \cdot S_m$を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300（PVB-3313を除く）の簡易弾塑性解析を用いる。 ※3：設計・建設規格 PVB-3140(6)を満たすときは疲労解析不要。 ※4：PVB-3140(6)の「応力の全振幅」は「S_d又はS_s地震動による応力の全振幅」と読み替える。 ※5：（ ）内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。 ※6：設計・建設規格 PVB-3111に準じる場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比または1.5のいずれか小さい方の値(α)を用いる。</p>																							
	<p>ただし、A、S、S及びHNAについては$\frac{2}{3} \cdot S_u$と$2.1 \cdot S_m$の小さい方とする。</p>																						
		<p>V_S（V_Sとして右に示す） IV_Sの許容限界を用いる。）</p>																					
			<p>特別な応力限界 純せん断応力</p>																				

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）		東海第二発電所		女川原子力発電所第2号機					備考
ロ、 クラスMMC容器及び重大事故等クラス2容器（クラスMIC容器） （クラスMMC容器）	前重の組合せ	許容応力状態	一次一般応力	一次応力+ 一次曲げ応力	許容限界		特別な応力限界 ^{*8} 支圧応力		
					一次+二次+ ピーク応力	純せん断応力			
	D+P+M+S ^{d*}	III,S	S _r と0.6・S _u の小さい方。ただし、ASS及びHNAについては1.2・Sとする。	左側の1.5倍の値 ^{*7}	3・S ^{*2} S _d 又はS _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。	S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であることを示す。	S _y ^{*3} (1.5・S _y)		
	D+P _L +M _L +S ^{d*} ^{*1}	IV,S	構造上の連続な部分は0.6・S _u 、不連続な部分はS _r と0.6・S _u の小さい方。ただし、ASS及びHNAについては、構造上の連続な部分は2・Sと0.6・S _u の小さい方、不連続な部分は1.2・Sとする。	左側の1.5倍の値 ^{*7}		0.6・S	S _u ^{*3} (1.5・S _u)		
D+P+M+S _s									
S	D+P _L +M _L +S ^{d*} ^{*6}								

プラント固有条件の差異による。(先行プラントは、ABWRプラントであるため、RCCVに対する設計方針が記載されている。)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			プラント固有条件の差異による。（先行プラントは、ABWRプラントであるため、RCCVに対する設計方針が記載されている。）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			プラント固有条件の差異による。（先行プラントは、ABWRプラントであるため、RCCVに対する設計方針が記載されている。）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>注記※1：P_Lは、冷却材喪失事故後10⁴年後の最大内圧を考慮する。</p> <p>※2：3・Sを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格PWB-3300（PWB-3313を除く。S_mはSと読み替える。）の簡易弾塑性解析を用いる。</p> <p>※3：設計・建設規格PWB-3140(6)を満たすときは疲労解析不要。</p> <p>ただし、PWB-3140(6)の「応力の全振幅」は「S_d又はS_s地震動による応力の全振幅」と読み替える。</p> <p>※4：運転状態Ⅰ、Ⅱにおいて疲労解析を要しない場合は、地震動のみによる疲労累積係数を1.0以下とする。</p> <p>※5：（ ）内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離までの支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。</p> <p>※6：原子格納容器は冷却材喪失事故後の最終段階となることから、構造体全体としての安全裕度を確認する意味で、冷却材喪失事故後の最大内圧との組合せを考慮する。</p> <p>※7：設計・建設規格PWB-3111に準じる場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比または1.5のいずれか小さい方の値(α)を用いる。</p>	<p>プラント固有条件の差異による。(先行プラントは、ABWRプラントであるため、RCCVに対する設計方針が記載されている。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考						
		(重大事故等クラス2容器(クラスMIC容器))							
		許容限界							
		荷重の組合せ	許容応力状態	一次一般応力	一次瞬間応力+一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次応力+ヒート応力	特殊応力限界+風せん断応力	支圧応力
		$D + P_L + M_L + S_d$	III-S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては $1.2 \cdot S$ とする。	左側の 1.5 倍の値	$3 \cdot S$ Sd又はSs相震動のみによる応力範囲について評価する。	Sd又はSs相震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I、IIにおける疲労累積係数との和が1.0以下であること。	$0.6 \cdot S$	S_y ($1.5 \cdot S_y$)
		$D + P + M + S_y$	IV-S	構造上の連続な部分は $0.6 \cdot S_u$ 、不連続な部分は S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては、構造上の連続な部分は $2 \cdot S$ と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方、不連続な部分は $1.2 \cdot S$ とする。	左側の 1.5 倍の値				S_y ($1.5 \cdot S_y$)
$D + P_{sall} + M_{sall} + S_d$	V-S (V-SとしてIV-Sの許容限界を用いる。)								
$D + P_{sall} + M_{sall} + S_y$									

プラント固有条件の差異による。(先行プラントは、ABWRプラントであるため、RCCVに対する設計方針が記載されている。)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			プラント固有条件の差異による。（先行プラントは、ABWRプラントであるため、RCCVに対する設計方針が記載されている。）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			プラント固有条件の差異による。（先行プラントは、ABWRプラントであるため、RCCVに対する設計方針が記載されている。）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>注記※1：PV7は、高炉付喪失事故後10⁴年後の最大内圧を考慮する。</p> <p>※2：重大事故等後の最高圧力、最高温度（最高圧力時の飽和温度）との組合せを考慮する。</p> <p>※3：原子炉格納容器がワンダリ設備に対しては本荷重の組合せを適用する。</p> <p>※4：3・Sを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300（PVB-3303を除く。S_{III}はSと読み替える。）の低周弾塑性解析を用いる。</p> <p>※5：設計・建設規格 PVB-3140(6)を減らすときは疲労解析不要。</p> <p>ただし、PVB-3140(6)の「応力の全振幅」は「S・d又はS・s相運動による応力の全振幅」と読み替える。</p> <p>※6：運転状態Ⅰ、Ⅱにおいて疲労解析を要しない場合は、地盤動のみによる疲労累積係数を1.0以下とする。</p> <p>※7：()内は、支圧荷重の作用幅から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。</p> <p>※8：設計・建設規格 PVB-3111 に準じる場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比は1.5のいづれか小さい方の値(α)を用いる。</p> <p>※9：座屈に対する評価は、JEI-M1601-1084 の第2種容器の純圧縮荷重及び曲げモーメントによる座屈に対する評価式を用いる。</p>	<p>プラント固有条件の差異による。(先行プラントは、ABWR プラントであるため、RCCV に対する設計方針が記載されている。)</p> <p>設計方針の相違(PCV ワンダリ設備に対して、運転状態を考慮した荷重の組合せを適用する)</p> <p>プラント固有条件の差異による。(鋼製格納容器に対する座屈に対する設計方針を記載している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																					
		<p>ハ. クラス2, 3 容器及び重大事故等クラス2 容器（クラス2, 3 容器） （クラス2 容器及びクラス3 容器）</p> <table border="1" data-bbox="1384 252 1686 1393"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="3">許容限界^{*1}</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次瞬応力+ 一次曲げ応力</th> <th>一次+二次応力</th> <th>一次+二次+ ヒーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>^{*2} D + P_D + M_D + S_d[*]</td> <td>III S</td> <td>S_yと0.6・S_uの小さい方。 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。</td> <td>左欄の1.5倍の値</td> <td>S_d又はS_s地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S_y以下であれば疲労解析は不要。</td> </tr> <tr> <td>D + P_D + M_D + S_s</td> <td>IV S</td> <td>0.6・S_u</td> <td>左欄の1.5倍の値</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：座屈に対する評価が必要な場合には、クラスM/C 容器の座屈に対する評価式による。 *2：P_D及びM_Dについて、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（L）の荷重を含むものとする。 *3：2・S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PNB-3300（PNB-3313を除く。S_mは2/3・S_yと読み替える。）の簡易弾塑性解析を用いる。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1}			一次一般応力	一次瞬応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ヒーク応力	S	^{*2} D + P _D + M _D + S _d [*]	III S	S _y と0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	左欄の1.5倍の値	S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。	D + P _D + M _D + S _s	IV S	0.6・S _u	左欄の1.5倍の値		<p>表現の相違</p>
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界 ^{*1}																		
			一次一般応力	一次瞬応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ヒーク応力																		
S	^{*2} D + P _D + M _D + S _d [*]	III S	S _y と0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	左欄の1.5倍の値	S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。																			
	D + P _D + M _D + S _s	IV S	0.6・S _u	左欄の1.5倍の値																				

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機				備考																							
<p>ニ、クラス1管及び重大事故等クラス2管（クラス1管） （クラス1管）</p> <table border="1" data-bbox="1384 252 1742 1390"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="3">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次応力(曲げ応力を含む) $2.25 \cdot S_m^{*3}$</th> <th>一次+二次応力</th> <th>一次+二次+ヒーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>$D + P + M + S d^*$</td> <td>III_S</td> <td>$1.5 \cdot S_m^{*2}$</td> <td>ただし、ねじりによる応力が $0.55 \cdot S_m$ を超える場合は、曲げとねじりによる応力について $1.8 \cdot S_m$ とする。 $3 \cdot S_m^{*3}$</td> <td>$3 \cdot S_m^{*3}$、*4 S d 又は S s 地震動のみによる応力振幅について評価する。</td> <td>S d 又は S s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態 I、II における疲労器積係数との和が 1.0 以下であること。</td> </tr> <tr> <td>$D + P_t + M_t + S d^*$ $D + P + M + S s$</td> <td>IV_S</td> <td>$2 \cdot S_m^{*2}$</td> <td>$3 \cdot S_m^{*3}$ ただし、ねじりによる応力が $0.73 \cdot S_m$ を超える場合は、曲げとねじりによる応力について $2.4 \cdot S_m$ とする。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態 III_S とする。 *2：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態 III_S の一次一般応力の許容値の 0.8 倍の値とする。 *3：サブポート用ラフ管等が配管に直接溶接されている場合、配管に発生する局所的応力についても応力評価を行う。 *4： $3 \cdot S_m$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PWB-3300（同 PWB-3313 を除く）又は PWB-3536(1)、(2)、(4)及び(5)の簡易弾塑性解析を用いる。</p>							耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界			一次一般応力	一次応力(曲げ応力を含む) $2.25 \cdot S_m^{*3}$	一次+二次応力	一次+二次+ヒーク応力	S	$D + P + M + S d^*$	III _S	$1.5 \cdot S_m^{*2}$	ただし、ねじりによる応力が $0.55 \cdot S_m$ を超える場合は、曲げとねじりによる応力について $1.8 \cdot S_m$ とする。 $3 \cdot S_m^{*3}$	$3 \cdot S_m^{*3}$ 、*4 S d 又は S s 地震動のみによる応力振幅について評価する。	S d 又は S s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態 I、II における疲労器積係数との和が 1.0 以下であること。	$D + P_t + M_t + S d^*$ $D + P + M + S s$	IV _S	$2 \cdot S_m^{*2}$	$3 \cdot S_m^{*3}$ ただし、ねじりによる応力が $0.73 \cdot S_m$ を超える場合は、曲げとねじりによる応力について $2.4 \cdot S_m$ とする。		
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界																										
			一次一般応力	一次応力(曲げ応力を含む) $2.25 \cdot S_m^{*3}$	一次+二次応力	一次+二次+ヒーク応力																							
S	$D + P + M + S d^*$	III _S	$1.5 \cdot S_m^{*2}$	ただし、ねじりによる応力が $0.55 \cdot S_m$ を超える場合は、曲げとねじりによる応力について $1.8 \cdot S_m$ とする。 $3 \cdot S_m^{*3}$	$3 \cdot S_m^{*3}$ 、*4 S d 又は S s 地震動のみによる応力振幅について評価する。	S d 又は S s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態 I、II における疲労器積係数との和が 1.0 以下であること。																							
	$D + P_t + M_t + S d^*$ $D + P + M + S s$	IV _S	$2 \cdot S_m^{*2}$	$3 \cdot S_m^{*3}$ ただし、ねじりによる応力が $0.73 \cdot S_m$ を超える場合は、曲げとねじりによる応力について $2.4 \cdot S_m$ とする。																									

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																
		<p style="text-align: center;">(重大事故等クラス2管(クラス1管))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">許容応力状態</th> <th style="width: 20%;">許容限界</th> <th style="width: 20%;">許容限界</th> <th style="width: 20%;">許容限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一次一般応力</td> <td style="text-align: center;">一次応力 (曲げ応力を含む)</td> <td style="text-align: center;">一次二次応力</td> <td style="text-align: center;">一次二次ピーク応力</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">IV/S</td> <td style="text-align: center;">3・S_m^{*3} ただし、ねじりによる応力が0.73・S_mを超える場合は、曲げとねじりによる応力について2・S_mとする。</td> <td style="text-align: center;">3・S_m^{*3, *4} S_d又はS_s地震動のみによる応力振幅について評価する。</td> <td style="text-align: center;">S_d又はS_s地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態Ⅰ、Ⅱにおける疲労累積係数の和が1.0以下であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">V/S (V/Sとして右に示すV/Sの許容限界を用いる。)</td> <td style="text-align: center;">2・S_m^{*2}</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：非常用炉心冷却系等二属する設備に対しては、許容応力状態Ⅲ、Sとする。 *2：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態Ⅲ、Sの一次一般応力の許容値(1.5・S_m)の0.8倍の値とする。 *3：サポート用ラジ等が配管に直接溶接されている場合、配管に発生する局所的応力についても応力評価を行う。 *4：3・S_mを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PWB-3300 (同 PWB-3313 を除く)又は PWB-3536(1)、(2)、(4)及び(5)の簡易弾塑性解析を用いる。</p>	許容応力状態	許容限界	許容限界	許容限界	一次一般応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次二次応力	一次二次ピーク応力	IV/S	3・S _m ^{*3} ただし、ねじりによる応力が0.73・S _m を超える場合は、曲げとねじりによる応力について2・S _m とする。	3・S _m ^{*3, *4} S _d 又はS _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。	S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態Ⅰ、Ⅱにおける疲労累積係数の和が1.0以下であること。	V/S (V/Sとして右に示すV/Sの許容限界を用いる。)	2・S _m ^{*2}			
許容応力状態	許容限界	許容限界	許容限界																
一次一般応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次二次応力	一次二次ピーク応力																
IV/S	3・S _m ^{*3} ただし、ねじりによる応力が0.73・S _m を超える場合は、曲げとねじりによる応力について2・S _m とする。	3・S _m ^{*3, *4} S _d 又はS _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。	S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態Ⅰ、Ⅱにおける疲労累積係数の和が1.0以下であること。																
V/S (V/Sとして右に示すV/Sの許容限界を用いる。)	2・S _m ^{*2}																		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																						
		<p>示、クラス2、3管及び重大事故等クラス2管（クラス2、3管） （クラス2、3管）</p> <table border="1" data-bbox="1384 256 1720 1390"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">許容限界</th> </tr> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>一次一般応力</th> <th>一次応力 (曲げ応力を含む)</th> <th>一次+二次応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>$D + P_0 + M_0 + S_d^{*1}$</td> <td>III_S</td> <td>S_yと$0.6 \cdot S_u$の小さい方。 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。^{※2}</td> <td>S_y ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。^{※2}</td> <td>^{※3} S_d又はS_s地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・ S_y以下であれば疲労解析は不要。</td> </tr> <tr> <td>$D + P_0 + M_0 + S_s$</td> <td>IV_S</td> <td>$0.6 \cdot S_u^{*2}$</td> <td>左欄の1.5倍の値</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：P₀及びM₀について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（1）の荷重を含むものとする。 *2：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態III_Sの一次一般応力の許容量の0.8倍の値とする。 *3：2・S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格P00-3536(1)、(2)、(4)及び(6)（ただし、S_mは2/3・S_yと読み替える。）の簡易弾塑性解析を用いる。</p>			許容限界			耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	一次一般応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	S	$D + P_0 + M_0 + S_d^{*1}$	III _S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。 ^{※2}	S_y ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。 ^{※2}	^{※3} S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・ S _y 以下であれば疲労解析は不要。	$D + P_0 + M_0 + S_s$	IV _S	$0.6 \cdot S_u^{*2}$	左欄の1.5倍の値		<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
		許容限界																							
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	一次一般応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力																				
S	$D + P_0 + M_0 + S_d^{*1}$	III _S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。 ^{※2}	S_y ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。 ^{※2}	^{※3} S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・ S _y 以下であれば疲労解析は不要。																				
	$D + P_0 + M_0 + S_s$	IV _S	$0.6 \cdot S_u^{*2}$	左欄の1.5倍の値																					

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考										
		<p>へ、クラス4管及び重大事故等クラス2管（クラス4管） （クラス4管）</p> <table border="1" data-bbox="1395 252 1675 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="1395 1286 1476 1358">耐震クラス</th> <th data-bbox="1476 1010 1576 1358">荷重の組合せ</th> <th data-bbox="1395 916 1476 1010">許容応力状態</th> <th data-bbox="1395 252 1476 916">許容限界 一次一般応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1476 1286 1576 1358" rowspan="2">S</td> <td data-bbox="1476 1010 1576 1358">*1 D + P₀ + M₀ + S d *</td> <td data-bbox="1476 916 1576 1010">III s</td> <td data-bbox="1476 252 1576 916" rowspan="2">*2 地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパスパン長を最大許容ピッチ以下に確保すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1010 1675 1358">D + P₀ + M₀ + S s</td> <td data-bbox="1576 916 1675 1010">IV s</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：P₀及びM₀について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（L）の荷重を含むものとする。 *2：クラス4管であって非常用ガス処理系のように管を使用する場合、クラス2管の規定によることができる。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力	S	*1 D + P ₀ + M ₀ + S d *	III s	*2 地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパスパン長を最大許容ピッチ以下に確保すること。	D + P ₀ + M ₀ + S s	IV s	
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力										
S	*1 D + P ₀ + M ₀ + S d *	III s	*2 地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパスパン長を最大許容ピッチ以下に確保すること。										
	D + P ₀ + M ₀ + S s	IV s											

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機		備考
		(重大事故等クラス2管 (クラス4管))		<p>プラント固有条件の差異による。(JEAG4601を引用。また、女川2号では、(重大事故等クラス2管 (クラス4管)) の範囲に一部鋼管を用いている。)</p> <p>プラント固有条件の差異による。(女川には格納容器内に当該の設備がない。)</p>
		許容応力 状態	<p>IV_s</p> <p>V_s</p> <p>(V_sとして右に示すIV_sの許容限界を用いる。)</p>	
		荷重の組合せ	<p>D + P_D + M_D + S_s</p> <p>D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_s</p>	
		許容限界 一次一般膜応力	<p>*</p> <p>地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサブポートのステンパン長を最大許容ピッチ以下に確保すること。</p>	
		<p>注記*：クラス4管であって非常用ガス処理系のように管を使用する場合、クラス2管の規定にすることができる。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考		
		許容限界			
		許容応力状態	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	一次+二次+ヒーク応力
		荷重の組合せ	一次一般応力		
		$D + P_L + M_L + S_d^{*1}$	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ただし、A S S及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左側の1.5倍の値	S_d 又は S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であることを。
		$D + P + M + S$		$3 \cdot S_m^{*2}$	S_d 又は S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であることを。
$D + P_{SAL} + M_{SAL} + S_d$	V_S (V_S として右に示す W_S の許容限界を用いる。)				
$D + P_{SALL} + M_{SALL} + S_S$					

(重大事故等クラス2ポンプ (クラス1ポンプ))

注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III Sとし、それ以外の設備に対しては許容応力状態IV Sとする。
*2： $3 \cdot S_m$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313を除く。)の簡易弾塑性解析を用いる。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																			
		<p>手、クラス2ポンプ、クラス3ポンプ、その他のポンプ及び重大事故等クラス2ポンプ（クラス2、3、その他のポンプ） （クラス2ポンプ、クラス3ポンプ、その他のポンプ）</p> <table border="1" data-bbox="1384 252 1684 1396"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計 クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力 状態</th> <th colspan="3">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次応力+ 一次曲げ応力</th> <th>一次+二次+ ヒーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>$D + P_D + M_D + S_d^{*1}$</td> <td>III S</td> <td>S_yと$0.6 \cdot S_u$の小さい方。 ただし、ASS及びHINAに ついては上記値と1.2・Sと の大きい方。</td> <td>左側の1.5倍の値</td> <td rowspan="2">S_d又はS_s地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積 係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一 次+二次応力の変動幅が2・S_y以下であれば疲労解析は不 要</td> </tr> <tr> <td>$D + P_D + M_D + S_s$</td> <td>IV S</td> <td>$0.6 \cdot S_u$</td> <td>左側の1.5倍の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：P_D及びM_Dについて、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（L）の荷重を含むものとする。 *2：2・S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格PWB-3300（PWB-3313を除く。S_mは2/3・S_yと読み替える。）の簡易弾塑性解析を用いる。</p>	設計 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			一次一般応力	一次応力+ 一次曲げ応力	一次+二次+ ヒーク応力	S	$D + P_D + M_D + S_d^{*1}$	III S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHINAに ついては上記値と1.2・Sと の大きい方。	左側の1.5倍の値	S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積 係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一 次+二次応力の変動幅が2・S _y 以下であれば疲労解析は不 要	$D + P_D + M_D + S_s$	IV S	$0.6 \cdot S_u$	左側の1.5倍の値	
設計 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態				許容限界																
			一次一般応力	一次応力+ 一次曲げ応力	一次+二次+ ヒーク応力																	
S	$D + P_D + M_D + S_d^{*1}$	III S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHINAに ついては上記値と1.2・Sと の大きい方。	左側の1.5倍の値	S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積 係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一 次+二次応力の変動幅が2・S _y 以下であれば疲労解析は不 要																	
	$D + P_D + M_D + S_s$	IV S	$0.6 \cdot S_u$	左側の1.5倍の値																		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考								
		<p style="text-align: center;">(重大事故等クラス2ポンプ (クラス2ポンプ, クラス3ポンプ, その他のポンプ))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">許容応力 状態</th> <th style="width: 15%;">一次一般応力</th> <th style="width: 15%;">一次+二次応力 一次曲げ応力</th> <th style="width: 15%;">一次+二次+ ピーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">IV_AS</td> <td style="text-align: center;">0.6・S₀</td> <td style="text-align: center;">左欄の1.5倍の値</td> <td style="text-align: center;">S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S_y以下であれば疲労解析は不要。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注記※1：2・S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVP-3300 (PVB-3313 を除く。S_mは2/3・S_yと読み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。</p>	許容応力 状態	一次一般応力	一次+二次応力 一次曲げ応力	一次+二次+ ピーク応力	IV _A S	0.6・S ₀	左欄の1.5倍の値	S _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。	
許容応力 状態	一次一般応力	一次+二次応力 一次曲げ応力		一次+二次+ ピーク応力							
	IV _A S	0.6・S ₀	左欄の1.5倍の値	S _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。							

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																								
		<p>リ、クラス1弁（弁箱）及び重大事故等クラス2弁（クラス1弁（弁箱）） （クラス1弁（弁箱））</p> <table border="1" data-bbox="1384 252 1646 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="3">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次+二次応力</th> <th>一次+二次+ヒーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>D+P+M+S d *</td> <td>III S</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D+P_u+M_u+S d *</td> <td rowspan="2">IV S</td> <td></td> <td></td> <td>*2</td> </tr> <tr> <td>D+P+M+S s</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III Sとし、それ以外の設備に対しては許容応力状態IV Sとする。 *2：外径が115mm以下の管に接続される弁のうち、特に大きな駆動力を有する電動弁、空気駆動弁については、設計・建設規格 VVB-3330 の評価を行う。ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界			一次一般応力	一次+二次応力	一次+二次+ヒーク応力	S	D+P+M+S d *	III S				D+P _u +M _u +S d *	IV S			*2	D+P+M+S s				
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界																					
			一次一般応力	一次+二次応力	一次+二次+ヒーク応力																						
S	D+P+M+S d *	III S																									
	D+P _u +M _u +S d *	IV S			*2																						
	D+P+M+S s																										

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																			
		<p style="text-align: center;">(重大事故等クラス2弁(クラス1弁(非箱)))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">許容応力状態</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">許容限界</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">一次一般応力</th> <th style="width: 15%;">一次応力</th> <th style="width: 15%;">一次+二次応力</th> <th style="width: 15%;">一次+二次+ヒューク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">IV/S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">V/S (V/Sとして右に示すV/Sの許容限界を用いる。)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td></td> <td style="text-align: center;">**</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態Ⅲ/Sとし、それ以外の設備に対しては許容応力状態Ⅳ/Sとする。 *2：外径が115mm以下の管に接続される弁のうち、特に大きな駆動部を有する電動弁、空気作動弁については、設計・建設規格 WB-3330の評価を行う。ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。</p>	許容応力状態	許容限界				一次一般応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ヒューク応力	IV/S					V/S (V/Sとして右に示すV/Sの許容限界を用いる。)		—		**	
許容応力状態	許容限界																					
	一次一般応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ヒューク応力																		
IV/S																						
V/S (V/Sとして右に示すV/Sの許容限界を用いる。)		—		**																		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																				
		<p>又、クラス2弁（弁箱）及び重大事故等クラス2弁（クラス2弁（弁箱）） （クラス2弁（弁箱））</p> <table border="1" data-bbox="1384 261 1626 1390"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震 クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力 状態</th> <th colspan="4">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次一般運転応力</th> <th>一次応力</th> <th>一次+二次応力</th> <th>一次+二次+ ピーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>$D + P_o + M_o + S^d$ *1</td> <td>III S</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>$D + P_o + M_o + S$</td> <td>IV S</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：P_o及びM_oについて、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（I）の荷重を含むものとする。 *2：バルブの内厚が接続配管と同等の場合で、特に大きな駆動部を有する電動弁、空気作動弁については、設計・建設規格WB-3330の詳細を行う。ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。</p>	耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界				一次一般運転応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力	S	$D + P_o + M_o + S^d$ *1	III S	—	—	—	—	$D + P_o + M_o + S$	IV S	
耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態				許容限界																	
			一次一般運転応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力																	
S	$D + P_o + M_o + S^d$ *1	III S	—	—	—	—																	
	$D + P_o + M_o + S$	IV S																					

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																				
		<p style="text-align: center;">(重大事故等クラス2弁（弁箱）)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">許容応力状態</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">許容限界</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">荷重の組合せ</th> <th style="width: 15%;">一次一般運転応力</th> <th style="width: 15%;">一次応力</th> <th style="width: 15%;">一次+二次応力</th> <th style="width: 15%;">一次+二次+ピーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">D + P_D + M_D + S</td> <td style="text-align: center;">IV,S</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D + P_{SAD} + M_{SAD} + S^{*2}</td> <td style="text-align: center;">V,S (V,Sとして右に示すIV,Sの許容限界を用いる。)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注記*1：バルブの内厚が接続配置と同等の場合で、特に大きな駆動部を有する電動弁、空気作動弁については、設計・建設規格 WPB-3330 の評価を行う。ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。 *2：原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。</p>	許容応力状態	許容限界				荷重の組合せ	一次一般運転応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力	D + P _D + M _D + S	IV,S				D + P _{SAD} + M _{SAD} + S ^{*2}	V,S (V,Sとして右に示すIV,Sの許容限界を用いる。)	—	—	— ^{*1}	
許容応力状態	許容限界																						
荷重の組合せ	一次一般運転応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力																			
D + P _D + M _D + S	IV,S																						
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S ^{*2}	V,S (V,Sとして右に示すIV,Sの許容限界を用いる。)	—	—	— ^{*1}																			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																	
		<p>ル、 炉心支持構造物 (設計基準対象施設)</p> <table border="1" data-bbox="1375 260 1845 1254"> <thead> <tr> <th rowspan="2">前 記 ク ラ ス</th> <th rowspan="2">荷 重 の 組 合 せ</th> <th rowspan="2">許 容 応 力 状 態</th> <th colspan="2">許容限界（ボルト等以外）*4</th> <th colspan="2">特別な応力限界</th> <th colspan="2">許容限界（ボルト等）</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次一般応力 + 一次曲げ応力</th> <th>ねじり 応力</th> <th>一次一般 応力</th> <th>一次一般 応力+一次 曲げ応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>D+P+M+S d*</td> <td>III S</td> <td>1.5・S_m*1</td> <td>左欄の1.5倍の値*1</td> <td>1.5・S_y (2.25・S_y)</td> <td>1.2・S_m</td> <td>1.5・S_m*1</td> <td>ただし、S₀>600MPaの材料に対しては ①一次応力と二次応力を加えて求 めた応力値は、0.9・S_yと ②一次応力と二次応力を加えて求めた 応力値は、0.9・S₀</td> </tr> <tr> <td>D+P+M₀+S d*</td> <td rowspan="2">IV S</td> <td>2/3・S_m*3</td> <td rowspan="2">左欄の1.5倍の値*3</td> <td rowspan="2">2・S_y (3・S_y)</td> <td rowspan="2">1.6・S_m</td> <td>ただし、ASS 及びHNAに ついては2/3・S₀ と2.4・S_mの 小さい方。</td> </tr> <tr> <td>D+P+M+S s</td> <td>2/3・S₀*3</td> <td>小さい方。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：設計・建設規格(CSS-3160(2))の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。 *2：()内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用端より大きい場合の値。 *3：設計・建設規格(CSS-3160(2))の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。 *4：座屈に対する評価が必要な場合には、クラスMAC座屈の座屈に対する評価式による。</p>	前 記 ク ラ ス	荷 重 の 組 合 せ	許 容 応 力 状 態	許容限界（ボルト等以外）*4		特別な応力限界		許容限界（ボルト等）		一次一般応力	一次一般応力 + 一次曲げ応力	ねじり 応力	一次一般 応力	一次一般 応力+一次 曲げ応力	S	D+P+M+S d*	III S	1.5・S _m *1	左欄の1.5倍の値*1	1.5・S _y (2.25・S _y)	1.2・S _m	1.5・S _m *1	ただし、S ₀ >600MPaの材料に対しては ①一次応力と二次応力を加えて求 めた応力値は、0.9・S _y と ②一次応力と二次応力を加えて求めた 応力値は、0.9・S ₀	D+P+M ₀ +S d*	IV S	2/3・S _m *3	左欄の1.5倍の値*3	2・S _y (3・S _y)	1.6・S _m	ただし、ASS 及びHNAに ついては2/3・S ₀ と2.4・S _m の 小さい方。	D+P+M+S s	2/3・S ₀ *3	小さい方。	
前 記 ク ラ ス	荷 重 の 組 合 せ	許 容 応 力 状 態				許容限界（ボルト等以外）*4		特別な応力限界		許容限界（ボルト等）																										
			一次一般応力	一次一般応力 + 一次曲げ応力	ねじり 応力	一次一般 応力	一次一般 応力+一次 曲げ応力																													
S	D+P+M+S d*	III S	1.5・S _m *1	左欄の1.5倍の値*1	1.5・S _y (2.25・S _y)	1.2・S _m	1.5・S _m *1	ただし、S ₀ >600MPaの材料に対しては ①一次応力と二次応力を加えて求 めた応力値は、0.9・S _y と ②一次応力と二次応力を加えて求めた 応力値は、0.9・S ₀																												
	D+P+M ₀ +S d*	IV S	2/3・S _m *3	左欄の1.5倍の値*3	2・S _y (3・S _y)	1.6・S _m	ただし、ASS 及びHNAに ついては2/3・S ₀ と2.4・S _m の 小さい方。																													
	D+P+M+S s		2/3・S ₀ *3				小さい方。																													

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																															
		<p>(重大事故等対応施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="3">許容限界（ボルト等以外）^{*3}</th> <th colspan="3">許容限界（ボルト等）</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>ねじり応力</th> <th>一次一般応力</th> <th>ねじり応力</th> <th>一次一般応力</th> <th>ねじり応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D + P_L + M_L + S d*</td> <td rowspan="2">IV,S</td> <td rowspan="2"> $\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては$\frac{2}{3} \cdot S_u$と$2.4 \cdot S_m$の小さい方。 </td> <td rowspan="2"> $2 \cdot S_y$ (3・S_y) </td> <td rowspan="2"> $\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては$\frac{2}{3} \cdot S_u$と$2.4 \cdot S_m$の小さい方。 </td> <td rowspan="2"> $\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては$\frac{2}{3} \cdot S_u$と$2.4 \cdot S_m$の小さい方。 </td> <td rowspan="2"> $\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては$\frac{2}{3} \cdot S_u$と$2.4 \cdot S_m$の小さい方。 </td> <td rowspan="2"> *1 左側の座屈 1.5倍の値 </td> <td rowspan="2"> *1 左側の座屈 1.5倍の値 </td> </tr> <tr> <td>D + P + M + S s</td> <td> $1.2 \cdot S_m$ </td> <td> $1.6 \cdot S_m$ </td> <td> *2 $2 \cdot S_y$ (3・S_y) </td> <td> *2 $2 \cdot S_y$ (3・S_y) </td> <td> *2 $2 \cdot S_y$ (3・S_y) </td> <td> *2 $2 \cdot S_y$ (3・S_y) </td> </tr> <tr> <td>D + P_{SALL} + M_{SALL} + S d</td> <td rowspan="2"> V,S (V,Sとして右に示すIV,Sの許容限界を用いる。) </td> <td rowspan="2"> $1.2 \cdot S_m$ </td> <td rowspan="2"> $1.6 \cdot S_m$ </td> <td rowspan="2"> $1.2 \cdot S_m$ </td> <td rowspan="2"> $1.6 \cdot S_m$ </td> <td rowspan="2"> $1.2 \cdot S_m$ </td> <td rowspan="2"> $1.6 \cdot S_m$ </td> <td rowspan="2"> *1 左側の座屈 1.5倍の値 </td> <td rowspan="2"> *1 左側の座屈 1.5倍の値 </td> </tr> <tr> <td>D + P_{SALL} + M_{SALL} + S s</td> <td> *3 $1.2 \cdot S_m$ </td> <td> *3 $1.6 \cdot S_m$ </td> <td> *3 $1.2 \cdot S_m$ </td> <td> *3 $1.6 \cdot S_m$ </td> <td> *3 $1.2 \cdot S_m$ </td> <td> *3 $1.6 \cdot S_m$ </td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：設計・建設規格（SS-3160(3)の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。 *2：()内は、支圧荷重の作用部から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。 *3：座屈に対する評価が必要な場合には、クラスMC容器的座屈に対する評価式による。</p>	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界（ボルト等以外） ^{*3}			許容限界（ボルト等）			一次一般応力	ねじり応力	一次一般応力	ねじり応力	一次一般応力	ねじり応力	D + P _L + M _L + S d*	IV,S	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$2 \cdot S_y$ (3・S _y)	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	*1 左側の座屈 1.5倍の値	*1 左側の座屈 1.5倍の値	D + P + M + S s	$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)	D + P _{SALL} + M _{SALL} + S d	V,S (V,Sとして右に示すIV,Sの許容限界を用いる。)	$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	*1 左側の座屈 1.5倍の値	*1 左側の座屈 1.5倍の値	D + P _{SALL} + M _{SALL} + S s	*3 $1.2 \cdot S_m$	*3 $1.6 \cdot S_m$	*3 $1.2 \cdot S_m$	*3 $1.6 \cdot S_m$	*3 $1.2 \cdot S_m$	*3 $1.6 \cdot S_m$	
荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界（ボルト等以外） ^{*3}			許容限界（ボルト等）																																													
		一次一般応力	ねじり応力	一次一般応力	ねじり応力	一次一般応力	ねじり応力																																											
D + P _L + M _L + S d*	IV,S	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$2 \cdot S_y$ (3・S _y)	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS及びHNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	*1 左側の座屈 1.5倍の値	*1 左側の座屈 1.5倍の値																																										
D + P + M + S s									$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)	*2 $2 \cdot S_y$ (3・S _y)																																				
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S d	V,S (V,Sとして右に示すIV,Sの許容限界を用いる。)	$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	$1.2 \cdot S_m$	$1.6 \cdot S_m$	*1 左側の座屈 1.5倍の値	*1 左側の座屈 1.5倍の値																																									
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S s										*3 $1.2 \cdot S_m$	*3 $1.6 \cdot S_m$	*3 $1.2 \cdot S_m$	*3 $1.6 \cdot S_m$	*3 $1.2 \cdot S_m$	*3 $1.6 \cdot S_m$																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>注記*1：P₀及びM₀について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（I）の荷重を含むものとする。 *2：設計・建設規格CSS-3100(2)の触媒荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。 *3：（）内は、支圧荷重の作用域から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。 *4：設計・建設規格CSS-3100(3)の触媒荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。</p>	
<p>ア、 炉内構造物 (設計基準対象施設)</p>			
耐震クラス	S	S	
荷重の組合せ	D+P ₀ +M ₀ +S _d ^{*1}	D+P ₀ +M ₀ +S _s	
許容応力状態	III S	IV S	
一次一般応力	1.5・S _m ^{*2}	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ^{*4} ただし、ASS及びHINAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と2.4・S _m の小さい方。	
一次一般応力+一次曲げ応力	左欄の1.5倍の値 ^{*3}	左欄の1.5倍の値 ^{*4}	
許容限界（ボルト等以外）	純せん断応力 0.9・S _m	1.2・S _m	
特別な応力限界	ねじり応力 1.5・S _y (2.25・S _y) ^{*3}	1.2・S _m	
許容限界（ボルト等）	一次一般応力 1.5・S _m ^{*2}	一次一般応力 1.5・S _m ^{*2}	
一次+二次応力	一次一般応力+一次曲げ応力 1.5・S _m ^{*2}	一次一般応力+一次曲げ応力 1.5・S _m ^{*2}	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																																										
		<p style="text-align: center;">(重大事故等クラス2支持構造物（クラス1支持構造物）)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">荷重の組合せ</th> <th rowspan="3">許容応力状態</th> <th colspan="10">許容限界^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)</th> <th rowspan="3">形式試験による場合</th> </tr> <tr> <th colspan="5">一次応力</th> <th colspan="5">一次+二次応力</th> </tr> <tr> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D+P₀+M₀+S d^{*9}</td> <td rowspan="2">IV S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">許容荷重</td> </tr> <tr> <td>D+P+M+S s</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D+P_{SALL}+M_{SALL}+S d</td> <td rowspan="2">V/S (V/Sとして右に示すIV/Sの許容限界を用いる。)</td> <td>1.5・f_t^{*1}、1.5・f_c^{*1}、1.5・f₀^{*1}、1.5・f₀^{*1}、1.5・f₀^{*1}、1.5・f₀^{*1}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">T_L・0.6・$\frac{S_{y,d}}{S_{y,t}}$</td> </tr> <tr> <td>D+P_{SALL}+M_{SALL}+S s</td> <td>3・f_t^{*3}、3・f_c^{*3}、3・f₀^{*3}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注記*1：鋼構造設計規程（日本建築学会2005改定）等の相厚比の制限を満足させる。 *2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *3：耐圧部に除接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。 *4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、IV/S-III/S（一次引張応力に対しては1.5・f_t、一次せん断応力に対しては1.5・f_v）として応力評価を行う。 *5：薄肉円筒形状のもの等の単純の状態で、クラスMC等部の単純に於ける評価式による。 *6：すみ肉溶接部に対しては最大応力に対しては1.5・f_tとする。 *7：設計・建設規格 SSB-312.1(4)により求めた「s」とする。 *8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。 *9：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III/Sとする。</p>	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)										形式試験による場合	一次応力					一次+二次応力					引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	D+P ₀ +M ₀ +S d ^{*9}	IV S													許容荷重	D+P+M+S s													D+P _{SALL} +M _{SALL} +S d	V/S (V/Sとして右に示すIV/Sの許容限界を用いる。)	1.5・f _t ^{*1} 、1.5・f _c ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1}												T _L ・0.6・ $\frac{S_{y,d}}{S_{y,t}}$	D+P _{SALL} +M _{SALL} +S s	3・f _t ^{*3} 、3・f _c ^{*3} 、3・f ₀ ^{*3}													
荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)										形式試験による場合																																																																																	
		一次応力					一次+二次応力																																																																																						
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧																																																																																		
D+P ₀ +M ₀ +S d ^{*9}	IV S													許容荷重																																																																															
D+P+M+S s																																																																																													
D+P _{SALL} +M _{SALL} +S d	V/S (V/Sとして右に示すIV/Sの許容限界を用いる。)	1.5・f _t ^{*1} 、1.5・f _c ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1} 、1.5・f ₀ ^{*1}												T _L ・0.6・ $\frac{S_{y,d}}{S_{y,t}}$																																																																															
D+P _{SALL} +M _{SALL} +S s		3・f _t ^{*3} 、3・f _c ^{*3} 、3・f ₀ ^{*3}																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																							
<p>力、クラスMC支持構造物及び重大事故等クラス2支持構造物（クラスMC支持構造物） （クラスMC支持構造物）</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別 クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力 状態</th> <th colspan="6">許容限界^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)</th> <th rowspan="2">許容限界^{*4} (ボルト等)</th> <th rowspan="2">形式試験に よる場合</th> </tr> <tr> <th colspan="3">一次応力</th> <th colspan="3">一次+二次応力</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>座屈</th> <th>引張</th> <th>せん断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D+P+M+S d*</td> <td rowspan="2">III S</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td rowspan="2">許容荷重 $T_c \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{S_d}{S_y}$</td> </tr> <tr> <td>D+P+M+S s</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D+P+M+S s</td> <td rowspan="2">IV S</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td rowspan="2">許容荷重 $T_c \cdot 0.6 \cdot \frac{S_d}{S_y}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td>D+P+M+S d*</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：構造設計規準（日本建築学会2005改定）等の幅厚比の制限を満足させる。 *2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。 *4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものである場合、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等の妨げ等を考慮して、III Sの許容応力を一次引張応力に対しては、f_t、一次せん断応力に対してはf_cとして、またIV S=III Sとして応力評価を行う。 *5：海内円筒形状のもの等座屈の座屈については、クラスMC管線の座屈に対する評価式による。 *6：P₁は、冷却材喪失事故後10年後の最大内圧を考慮する。 *7：P₂は、冷却材喪失事故後10年後の最大内圧を考慮する。 *8：設計・建設規格SSB-321.1(4)により求めたf_tとする。 *9：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。 *10：原子炉格納容器は冷却材喪失事故後の最終状態となることから、構造物全体としての安全裕度を確保する意味で、冷却材喪失事故後の最大内圧との組合せを考慮する。</p>	種別 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)						許容限界 ^{*4} (ボルト等)	形式試験に よる場合	一次応力			一次+二次応力						引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断	S	D+P+M+S d*	III S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	許容荷重 $T_c \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{S_d}{S_y}$	D+P+M+S s	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$		D+P+M+S s	IV S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	許容荷重 $T_c \cdot 0.6 \cdot \frac{S_d}{S_y}$		D+P+M+S d*	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	
		種別 クラス				荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)						許容限界 ^{*4} (ボルト等)	形式試験に よる場合																																																											
一次応力			一次+二次応力																																																																							
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断																																																																
S	D+P+M+S d*	III S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	許容荷重 $T_c \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{S_d}{S_y}$																																																															
	D+P+M+S s		$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$																																																																
	D+P+M+S s	IV S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	許容荷重 $T_c \cdot 0.6 \cdot \frac{S_d}{S_y}$																																																															
	D+P+M+S d*		$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																																																												
		<p>(重大事故等クラス2支持構造物(クラスMIC支持構造物))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">荷重の組合せ</th> <th rowspan="3">許容応力状態</th> <th colspan="10">許容限界^{*1, *2} (ボルト等以外)</th> <th rowspan="3">許容限界^{*1, *2} (ボルト等)</th> <th rowspan="3">形式試験による場合</th> </tr> <tr> <th colspan="5">一次応力</th> <th colspan="5">一次+二次応力</th> </tr> <tr> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>引張圧縮</th> <th>せん断</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>座屈</th> <th>引張</th> <th>せん断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D+P_{SALL}+M_L+S_d^{*6}</td> <td>III S</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_b</td> <td>3・f_t</td> <td>3・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>$T_L \cdot \frac{S_{y,d}}{2 \cdot S_{y,t}}$</td> </tr> <tr> <td>D+P+M+S</td> <td>IV S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D+P_{SALL}+M_{SALL}+S_d^{*10}</td> <td>V S (V S とし て右に示す IV S の許容 限界を用い る。)</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_b</td> <td>3・f_t</td> <td>3・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>$T_L \cdot 0.6 \cdot \frac{S_{y,d}}{S_{y,t}}$</td> </tr> <tr> <td>D+P_{SALL}+M_{SALL}+S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：鋼構造設計規準（日本建築学会 2005 改定）等の幅厚比の制限を満足させる。 *2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。 *4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の上める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、振付状態等のゆらぎ等を考慮して、IV S-III S（一次引張応力に対しては 1.5・f_t、一次せん断応力に対しては 1.5・f_c）として応力評価を行う。 *5：薄肉円筒形状のもの座屈の評価にあつては、クラスMIC 容器的座屈に対する評価式による。 *6：P_Lは、冷卻材爆発事故後 10⁴年後の最大内圧を考慮する。 *7：すみ肉溶接部にあつては最大応力に対して 1.5・f_t とする。 *8：設計・建設規格 SSB-321.1(4)により求めた f_b とする。 *9：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。 *10：重大事故等後の最高圧力、最高温度（最高圧力時の飽和温度）との組合せを考慮する。</p>	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2} (ボルト等以外)										許容限界 ^{*1, *2} (ボルト等)	形式試験による場合	一次応力					一次+二次応力					引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断	D+P _{SALL} +M _L +S _d ^{*6}	III S	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _b	3・f _t	3・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	$T_L \cdot \frac{S_{y,d}}{2 \cdot S_{y,t}}$	D+P+M+S	IV S																	D+P _{SALL} +M _{SALL} +S _d ^{*10}	V S (V S とし て右に示す IV S の許容 限界を用い る。)	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _b	3・f _t	3・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	$T_L \cdot 0.6 \cdot \frac{S_{y,d}}{S_{y,t}}$	D+P _{SALL} +M _{SALL} +S																		
荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2} (ボルト等以外)										許容限界 ^{*1, *2} (ボルト等)	形式試験による場合																																																																																																		
		一次応力					一次+二次応力																																																																																																								
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈			引張	せん断																																																																																																
D+P _{SALL} +M _L +S _d ^{*6}	III S	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _b	3・f _t	3・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	$T_L \cdot \frac{S_{y,d}}{2 \cdot S_{y,t}}$																																																																																														
D+P+M+S	IV S																																																																																																														
D+P _{SALL} +M _{SALL} +S _d ^{*10}	V S (V S とし て右に示す IV S の許容 限界を用い る。)	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _b	3・f _t	3・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	$T_L \cdot 0.6 \cdot \frac{S_{y,d}}{S_{y,t}}$																																																																																														
D+P _{SALL} +M _{SALL} +S																																																																																																															

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																											
		<p>ヨ、クラス2、3支持構造物及び重大事故等クラス2、3支持構造物（クラス2、3支持構造物）</p> <table border="1" data-bbox="1377 247 1691 1220"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="6">許容限界^{※1, ※2, ※3}（ボルト等以外）</th> <th rowspan="2">形式試験による場合</th> </tr> <tr> <th colspan="3">一次応力</th> <th colspan="3">一次+二次応力</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>曲げ</th> <th>せん断</th> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>一次応力</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D+P₀+M₀+S^{※4}</td> <td>III S</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_v</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_b</td> <td>1.5・f_p</td> <td>1.5・f_b</td> <td>3・f_t</td> <td>3・f_v</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_p</td> <td>1.5・f_t</td> <td>$\frac{1}{T_L} \frac{S_{d,d}}{S_{y,t}}$</td> </tr> <tr> <td>D+P₀+M₀+S</td> <td>IV S</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_v</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_b</td> <td>1.5・f_p</td> <td>1.5・f_b</td> <td colspan="3">S d又はS s地盤動のみによる応力振幅について評価する</td> <td>又は1.5・f_p</td> <td>1.5・f_t</td> <td>$T_L \cdot 0.6 \frac{S_{d,d}}{S_{y,t}}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記※1：鋼構造設計規程（日本建築学会2005改定）等の幅厚比の制限を満足させる。 ※2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 ※3：縦圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって縦圧部と一体の応力解析を行うものについては、縦圧部と同じ許容応力とする。 ※4：コンクリートに埋め込まれたアンカボルトで地盤応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照会等を行わないものについては、材料の品質、鋼材状態等のゆらぎ等を考慮して、III Sの許容応力を一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_v、一次せん断応力に対してはf_cとして、またIV S-III Sとして応力評価を行う。 ※5：厚肉円筒形状のものに縦圧部の評価にあつては、クラスM C管線の縦圧部に対する評価式による。 ※6：寸法肉溶接部にあつては最大応力に対して1.5・f_tとする。 ※7：設計・建設規程 SBF-312L.1(4)により求めたf_pとする。 ※8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。 ※9：P₀及びM₀について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、運転状態IV（L）の荷重を含むものとする。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{※1, ※2, ※3} （ボルト等以外）						形式試験による場合	一次応力			一次+二次応力						引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	曲げ	せん断	引張	せん断	一次応力		S	D+P ₀ +M ₀ +S ^{※4}	III S	1.5・f _t	1.5・f _v	1.5・f _c	1.5・f _b	1.5・f _p	1.5・f _b	3・f _t	3・f _v	1.5・f _c	1.5・f _p	1.5・f _t	$\frac{1}{T_L} \frac{S_{d,d}}{S_{y,t}}$	D+P ₀ +M ₀ +S	IV S	1.5・f _t	1.5・f _v	1.5・f _c	1.5・f _b	1.5・f _p	1.5・f _b	S d又はS s地盤動のみによる応力振幅について評価する			又は1.5・f _p	1.5・f _t	$T_L \cdot 0.6 \frac{S_{d,d}}{S_{y,t}}$	
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界 ^{※1, ※2, ※3} （ボルト等以外）							形式試験による場合																																																	
			一次応力			一次+二次応力																																																								
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	曲げ	せん断	引張	せん断	一次応力																																																		
S	D+P ₀ +M ₀ +S ^{※4}	III S	1.5・f _t	1.5・f _v	1.5・f _c	1.5・f _b	1.5・f _p	1.5・f _b	3・f _t	3・f _v	1.5・f _c	1.5・f _p	1.5・f _t	$\frac{1}{T_L} \frac{S_{d,d}}{S_{y,t}}$																																																
	D+P ₀ +M ₀ +S	IV S	1.5・f _t	1.5・f _v	1.5・f _c	1.5・f _b	1.5・f _p	1.5・f _b	S d又はS s地盤動のみによる応力振幅について評価する			又は1.5・f _p	1.5・f _t	$T_L \cdot 0.6 \frac{S_{d,d}}{S_{y,t}}$																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																				
		<p>(重大事故等対策施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="10">許容限界^{※1, ※2, ※3, ※4} (ボルト等以外)</th> <th rowspan="2">形式試験による場合</th> </tr> <tr> <th colspan="5">一次応力</th> <th colspan="5">一次+二次応力</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>引張圧縮</th> <th>せん断</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>せん断</th> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>許容荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$D + P_0 + M_0 + S_8$</td> <td>IV-S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>$D + P_{SA0} + M_{SA0} + S_8$^{※9}</td> <td>V-S (V-Sとして右に示すIV-Sの許容限界を用いる。)</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$3 \cdot f_t$</td> <td>$3 \cdot f_c$</td> <td>$3 \cdot f_b$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$T_1 \cdot 0.6 \cdot \frac{S_{yt}}{S_{yt}}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記※1：鋼構造設計規準（日本建築学会2005改定）等の幅厚比の制限を満足させる。 ※2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 ※3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。 ※4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トナク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、IV-S～III-S（一次引張応力に対しては$1.5 \cdot f_t$、一次せん断応力に対しては$1.5 \cdot f_c$）として応力評価を行う。 ※5：薄肉円筒形状のものや断面の評価にあつては、クラスMC容器の断面に対する評価式による。 ※6：寸法公差等による最大応力に対しては$1.5 \cdot f_t$とする。 ※7：設計・建設規格SBB-3121.1(4)により求めたf_tとする。 ※8：自重、熱膨張等により長時間作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。 ※9：原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。 ※10：電気計装設備、換気空調設備の評価においても適用する。</p>	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{※1, ※2, ※3, ※4} (ボルト等以外)										形式試験による場合	一次応力					一次+二次応力							引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張圧縮	せん断	曲げ	支圧	せん断	引張	せん断	許容荷重	$D + P_0 + M_0 + S_8$	IV-S														$D + P_{SA0} + M_{SA0} + S_8$ ^{※9}	V-S (V-Sとして右に示すIV-Sの許容限界を用いる。)	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$3 \cdot f_t$	$3 \cdot f_c$	$3 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$T_1 \cdot 0.6 \cdot \frac{S_{yt}}{S_{yt}}$	<p>設計の差異による（女川2号では、ボルト等に対して、電気計装設備、換気空調設備の評価に準用する設計方針としている。）</p>
荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{※1, ※2, ※3, ※4} (ボルト等以外)										形式試験による場合																																																											
		一次応力					一次+二次応力																																																																
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張圧縮	せん断	曲げ	支圧	せん断	引張	せん断	許容荷重																																																									
$D + P_0 + M_0 + S_8$	IV-S																																																																						
$D + P_{SA0} + M_{SA0} + S_8$ ^{※9}	V-S (V-Sとして右に示すIV-Sの許容限界を用いる。)	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$3 \cdot f_t$	$3 \cdot f_c$	$3 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$T_1 \cdot 0.6 \cdot \frac{S_{yt}}{S_{yt}}$																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2021年1月25日

02-工-B-19-0015_改2

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考										
		<p>レ、クラス1耐圧部テンションボルト（容器以外）及び重大事故等クラス2耐圧部テンションボルト（容器以外）（クラス1耐圧部テンションボルト（容器以外）） （クラス1耐圧部テンションボルト（容器以外））</p> <table border="1" data-bbox="1413 459 1659 1193"> <thead> <tr> <th data-bbox="1413 1098 1473 1193">耐震クラス</th> <th data-bbox="1413 890 1473 1098">荷重の組合せ</th> <th data-bbox="1413 730 1473 890">許容応力状態</th> <th data-bbox="1413 459 1473 730">許容限界平均引張応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1473 1098 1597 1193" rowspan="3">S</td> <td data-bbox="1473 890 1597 1098">D + P + M + S d*</td> <td data-bbox="1473 730 1597 890" rowspan="3">III, S</td> <td data-bbox="1473 459 1597 730" rowspan="3">1.5 · S_m *2, *3, *4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1597 890 1659 1098">D + P_L + M_L + S d*</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1597 890 1659 1098">D + P + M + S s</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対して評価を行う。 *2：使用圧力及び外荷重を考慮する。 *3：クラス1容器耐圧部テンションボルトと同等の詳細解析を行う場合、クラス1容器耐圧部テンションボルトの許容応力を用いることができる。 *4：クラス1ボンプの耐圧部テンションボルトにあたっては、S_mをSと読み替える。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界平均引張応力	S	D + P + M + S d*	III, S	1.5 · S _m *2, *3, *4	D + P _L + M _L + S d*	D + P + M + S s	
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界平均引張応力										
S	D + P + M + S d*	III, S	1.5 · S _m *2, *3, *4										
	D + P _L + M _L + S d*												
	D + P + M + S s												

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(重大事故等クラス2耐圧部テンションボルト(容器以外)(クラス1耐圧部テンションボルト(容器以外)))	
		許容能力 状態	許容限界 平均引張応力
		荷重の組合せ	平均引張応力
		IVAS	$2 \cdot S_m$ <small>*1, *2, *3</small>
$D + P + M + S_s$	VAS (VASとして右 に示すIVASの許 容限界を用いる。)		
$D + P_{SALL} + M_{SALL} + S_d$			
$D + P_{SALL} + M_{SALL} + S_s$			

注記 *1：使用圧力及び外荷重を考慮する。
 *2：クラス1 容器耐圧部テンションボルトと同等の詳細解析を行う場合、クラス1 容器耐圧部テンションボルトの許容応力を用いることができる。
 *3：クラス1 ボンプの耐圧部テンションボルトにあたっては、 S_m をSと読み替える。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考												
		<p>注：クラス2，3耐圧部テンションボルト及び重大事故等クラス2耐圧部テンションボルト（クラス2，3耐圧部テンションボルト） （クラス2，3耐圧部テンションボルト）</p> <table border="1" data-bbox="1384 464 1552 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="1384 464 1442 715">耐震 クラス</th> <th data-bbox="1384 715 1442 868">荷重の組合せ</th> <th data-bbox="1384 868 1442 986">許容応力 状態</th> <th data-bbox="1384 986 1442 1161">許容限界 平均引張応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1442 464 1496 715">S</td> <td data-bbox="1442 715 1496 868">*1 $D + P_D + M_D + S d^*$</td> <td data-bbox="1442 868 1496 986">III.S</td> <td data-bbox="1442 986 1496 1161">*2, *3 $1.5 \cdot S$</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1496 715 1552 868">$D + P_D + M_D + S s$</td> <td data-bbox="1496 868 1552 986">IV.S</td> <td data-bbox="1496 986 1552 1161">*2, *3 $2 \cdot S$</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1：P_D及びM_Dについて，非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（I）の荷重を含むものとする。 *2：使用圧力及び外荷重を考慮する。 *3：継手接続部（配管等）の許容応力から定まる荷重が作用するものと仮定した場合において，耐圧部テンションボルトの応力が上記の許容応力を満たすことを確認するときは，発生応力に対する評価を行うことを要しない。 評価方法としては，「配管の応力解析を用いる方法」等がある。</p>	耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 平均引張応力	S	*1 $D + P_D + M_D + S d^*$	III.S	*2, *3 $1.5 \cdot S$		$D + P_D + M_D + S s$	IV.S	*2, *3 $2 \cdot S$	
耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 平均引張応力												
S	*1 $D + P_D + M_D + S d^*$	III.S	*2, *3 $1.5 \cdot S$												
	$D + P_D + M_D + S s$	IV.S	*2, *3 $2 \cdot S$												

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		(重大事故等クラス2耐圧部テンションボルト（クラス2，3耐圧部テンションボルト）)	
		許容応力 状態	許容限界 平均引張応力
		荷重の組合せ	
		D + P _D + M _D + S _S	IV _A S
		D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _S	V _A S (V _A Sとして 右に示すIV _A S の許容限界を用 いる。)
			2・S ^{*1, *2}
		<p>注記*1：使用圧力及び外荷重を考慮する。</p> <p>*2：継手接続部（配管等）の許容応力から定まる荷重が作用するものと仮定した場合において、耐圧部テンションボルトの応力が上記の許容応力を満たすことを確認するときは、発生応力に対する評価を行うことを要しない。 評価方法としては、「配管の応力解析を用いる方法」等がある。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>ツ. 埋込金物</p> <p>荷重の組合せに対する許容応力状態は、埋込金物が支持する支持構造物と同等とする。また、以下では、設計基準対象施設の許容限界を示すが、重大事故等対処施設における許容応力状態V_sSの許容限界については、許容応力状態IV_sSの許容限界と読み替える。</p> <p>(イ) 鋼構造物の許容応力</p> <p>鋼構造物の許容応力は次による。</p> <p>i. 埋込板、アンカーフレーム、スタッド等は、その他の支持構造物（ボルト等以外）の規定による。</p> <p>ii. アンカボルトは、その他の支持構造物（ボルト等）の規定による。</p> <p>(ロ) コンクリート部の許容基準</p> <p>コンクリート部の強度評価における許容荷重はJ E A G 4 6 0 1 -1991 追補版に基づき、次の通りとする。また、アンカ部にじん性が要求される場合にあつては、原則として基礎ボルトが先に降伏するような設計とする。</p> <p>i. 基礎ボルトが引張荷重を受ける場合のコンクリートの評価</p> <p>(i) コンクリートにせん断補強筋がない場合</p> <p>荷重の算定で得られた基礎ボルトの引張荷重は、以下に示すコンクリート部の引張荷重に対する許容値以下となるようにする。</p> $p \leq p_a = \min (p_{a1}, p_{a2})$ <p>ここに、</p> $p_{a1} = 0.31 \cdot K_1 \cdot A_c \sqrt{F_c}$ $p_{a2} = K_2 \cdot \alpha_c \cdot A_0 \cdot F_c$ <p>p : 基礎ボルト1本当たりの引張荷重 (N)</p> <p>p_a : 基礎ボルト1本当たりのコンクリート部の許容引張荷重 (N)</p> <p>p_{a1} : コンクリート躯体がコーン状破壊する場合の基礎ボルト1本当たりの許容引張荷重 (N)</p> <p>p_{a2} : 基礎ボルト頭部に接するコンクリート部が支圧破壊する場合の基礎ボルト1本当たりの許容引張荷重 (N)</p> <p>K₁ : コーン状破壊する場合の引張耐力の低減係数</p> <p>K₂ : 支圧破壊する場合の引張耐力の低減係数</p> <p>F_c : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)</p> <p>A_c : コンクリートのコーン状破壊面の有効投影面積 (mm²)</p> <p>α_c : 支圧面積と有効投影面積から定まる定数、$=\sqrt{A_c/A_0}$かつ10以下</p>	<p>表現の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考														
		<p>A₀：支圧面積（mm²）</p> <p>また、各許容応力状態に対するコーン状破壊耐力及び支圧破壊耐力の低減係数（K₁及びK₂）の値を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1332 352 1937 472"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>コーン状破壊する場合の引張耐力の低減係数（K₁）</th> <th>支圧破壊する場合の引張耐力の低減係数（K₂）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D+P_D+M_D+S_d*^①</td> <td>III_sS</td> <td>0.45</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>D+P_D+M_D+S_s</td> <td>IV_sS</td> <td>0.6</td> <td>0.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) コンクリートにせん断補強筋を配する場合</p> <p>コンクリートのコーン状破壊面の有効投影面積の範囲内にせん断補強筋を配する場合、鉄筋比が0.4%以上あれば許容応力状態IV_sSにおけるコンクリート部の引張強度は、(i)の場合の1.5倍の強度を有するものとして評価することができる。</p> <p>鉄筋比：$P_f = \frac{\sum A_w}{A_c}$</p> <p>A_w：せん断補強筋断面積（mm²） A_c：有効投影面積（mm²）</p> <p>ii. 基礎ボルトがせん断荷重を受ける場合のコンクリートの評価</p> <p>荷重の算定で得られた基礎ボルトのせん断荷重は、以下に示すコンクリート部のせん断荷重に対する許容値以下になるようにする。</p> <p>$q \leq q_a = \min(q_{a1}, q_{a2})$</p> <p>ここに</p> <p>$q_{a1} = 0.5 \cdot K_3 \cdot A_b \cdot \sqrt{E_c \cdot F_c}$ $q_{a2} = 0.31 \cdot K_4 \cdot A_{c1} \cdot \sqrt{F_c}$</p> <p>q：基礎ボルト1本当たりのせん断荷重（N） q_a：基礎ボルト1本当たりのコンクリート部の許容せん断荷重（N）</p> <p>q_{a1}：基礎ボルトと基礎ボルト周辺のコンクリートが圧壊して破壊（複合破壊）する場合の基礎ボルト1本当たりの許容せん断荷重（N） q_{a2}：へり側コンクリートが破壊する場合の基礎ボルト1本当たりの許容せん断荷重（N）</p> <p>K₃：複合破壊の場合のせん断耐力の低減係数 K₄：へり側コンクリート破壊の場合のせん断耐力の低減係数 A_b：基礎ボルトの谷径断面積（スタッドの場合は軸部断面積）（mm²）</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	コーン状破壊する場合の引張耐力の低減係数（K ₁ ）	支圧破壊する場合の引張耐力の低減係数（K ₂ ）	S	D+P _D +M _D +S _d * ^①	III _s S	0.45	2/3	D+P _D +M _D +S _s	IV _s S	0.6	0.75	
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	コーン状破壊する場合の引張耐力の低減係数（K ₁ ）	支圧破壊する場合の引張耐力の低減係数（K ₂ ）													
S	D+P _D +M _D +S _d * ^①	III _s S	0.45	2/3													
	D+P _D +M _D +S _s	IV _s S	0.6	0.75													

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

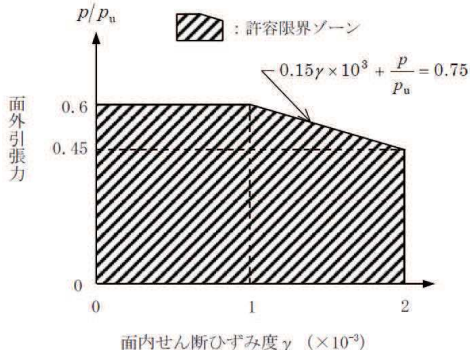
柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考														
		<p>Ec : コンクリートのヤング係数 (N/mm²) Fc : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²) a : へりあき距離 (mm) Ac₁ : コンクリートのコーン状破壊面の有効投影面積 (mm²) = π a²/2</p> <p>ただし、$\sqrt{Ec \cdot Fc}$の値は、500N/mm²以上、880N/mm²以下とする。 880N/mm²を超える場合は、$\sqrt{Ec \cdot Fc}=880N/mm^2$として計算する。 また、各許容応力状態に対するせん断耐力の低減係数 (K₃及びK₄)の値を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1330 592 1939 711"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>複合破壊の場合のせん断耐力の低減係数 (K₃)</th> <th>へり側コンクリート破壊の場合の低減係数 (K₄)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D + P_D + M_D + S d *</td> <td>III_sS</td> <td>0.6</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>D + P_D + M_D + S s</td> <td>IV_sS</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	複合破壊の場合のせん断耐力の低減係数 (K ₃)	へり側コンクリート破壊の場合の低減係数 (K ₄)	S	D + P _D + M _D + S d *	III _s S	0.6	0.45	D + P _D + M _D + S s	IV _s S	0.8	0.6	
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	複合破壊の場合のせん断耐力の低減係数 (K ₃)	へり側コンクリート破壊の場合の低減係数 (K ₄)													
S	D + P _D + M _D + S d *	III _s S	0.6	0.45													
	D + P _D + M _D + S s	IV _s S	0.8	0.6													
		<p>iii. 基礎ボルトが引張、せん断の組合せ荷重を受ける場合のコンクリートの評価</p>															
		<p>基礎ボルトが引張、せん断の組合せ荷重を受ける場合、それらの組合せ荷重が以下に示すコンクリート部の引張荷重及びせん断荷重の組合せに対する許容値以下となるようにする。</p>															
		$\left(\frac{p}{p_a}\right)^2 + \left(\frac{q}{q_a}\right)^2 \leq 1$															
		<p>ここに</p> <p>p_a : 引張荷重のみに対する基礎ボルト1本当たりのコンクリート部の許容引張荷重 (N) = min (p_{a1}, p_{a2})</p> <p>q_a : せん断荷重のみに対する基礎ボルト1本当たりのコンクリート部の許容せん断荷重 (N) = min (q_{a1}, q_{a2})</p> <p>p : 基礎ボルト1本当たりの引張荷重 (N) q : 基礎ボルト1本当たりのせん断荷重 (N)</p>															
		<p>iv. コンクリート部の面内せん断力が大きい場合の評価 鉄筋コンクリート造建物・構築物において、耐震要素として地震時</p>															

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

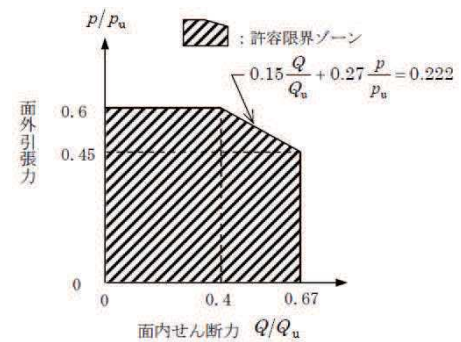
柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>に生じる力を負担させる壁（以下「耐震壁」という。）において地震力による各層の面内せん断ひずみ度又は面内せん断力が著しく大きい場合は、鉄筋コンクリート造壁の機器・配管に対する支持機能の評価に、下記の許容限界を用いることとする。</p> <p>(i) 耐震壁の面内せん断ひずみ度と基礎ボルトの面外引張力に関する許容限界の目安値</p> <p>地震力による各層の面内せん断ひずみ度 γ と機器・配管のアンカ部に作用する面外の引張力 p を p_u で除した値 p/p_u が、以下に示す図の網掛け部の許容限界ゾーン内にあることとする。</p> <p>ここで、p_u は定着部のコンクリートのコーン状破壊耐力で、下記の式による。また、面内せん断ひずみ度 γ は、J E A G 4 6 0 1 で定まる復元力特性を用いた応答解析結果に基づく値とする。</p> $p_u = 0.31 \cdot A_c \cdot \sqrt{F_c}$ <p>ここに、</p> <ul style="list-style-type: none">p_u : 定着部のコンクリートのコーン状破壊耐力 (N)A_c : 有効投影面積（「i. 基礎ボルトが引張荷重を受ける場合のコンクリートの評価」参照）(mm²)F_c : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)  <p>面内せん断ひずみ度と面外引張力に関する許容限界ゾーン</p> <p>(ii) 耐震壁の面内せん断力と基礎ボルトの面外引張力に関する許容限界の目安値</p> <p>地震力による各層の面内せん断力 Q を終局せん断耐力 Q_u で除した値 Q/Q_u と前記の p/p_u が、以下に示す図の網掛け部の許容限界ゾ</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>ン内にあることを目安とする。</p> <p>ここで、Q_uは各層の終局せん断耐力で、下記の式による。</p> $Q_u = \tau_u \cdot A_s$ <p>ここに</p> $\tau_u = \begin{cases} \{1 - \tau_s / (1.4 \cdot \sqrt{F_c})\} \cdot \tau_0 + \tau_s & (\tau_s < 1.4 \cdot \sqrt{F_c}) \\ 1.4 \cdot \sqrt{F_c} & (\tau_s \geq 1.4 \cdot \sqrt{F_c}) \end{cases}$ $\tau_0 = (0.94 - 0.56 M / Q D) \cdot \sqrt{F_c}$ <p>ただし、$M / Q D > 1$のとき、$M / Q D = 1$とする。</p> $\tau_s = (P_v + P_h) \cdot \sigma_y / 2 + (\sigma_v + \sigma_H) / 2$ <p>Q_u : 終局せん断耐力 (N) τ_u : 終局せん断応力度 (N/mm²) A_s : 有効せん断面積 (mm²) F_c : コンクリートの圧縮強度 (N/mm²) P_v : 縦筋比 P_h : 横筋比 σ_v : 縦軸応力度 (N/mm²) σ_H : 横軸応力度 (N/mm²) σ_y : 鉄筋の降伏応力度 (N/mm²) D : 引張、圧縮フランジの芯々間距離 (mm)</p> <p>(ボックス壁であれば地震荷重加力方向の壁長、円筒壁の場合は外径)</p> <p>Q : 当該耐震壁面内せん断力 (N) M : 当該耐震壁曲げモーメント (N・mm)</p>  <p>面内せん断力と面外引張力に関する許容限界ゾーン</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考											
		v. コンクリートの許容圧縮応力度 コンクリートの許容圧縮応力度は下表に示す値とする。 (N/mm ²)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>許容圧縮応力度*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D + P_D + M_D + S_d *</td> <td>III_sS</td> <td>2/3 · F_c</td> </tr> <tr> <td>D + P_D + M_D + S_s</td> <td>IV_sS</td> <td>0.75 · F_c</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容圧縮応力度*1	S	D + P _D + M _D + S _d *	III _s S	2/3 · F _c	D + P _D + M _D + S _s	IV _s S	0.75 · F _c	
		耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容圧縮応力度*1									
		S	D + P _D + M _D + S _d *	III _s S	2/3 · F _c									
			D + P _D + M _D + S _s	IV _s S	0.75 · F _c									
		注記*1：F _c = コンクリートの設計基準強度（N/mm ² ）												
		vi. コンクリートの許容せん断応力度 コンクリートの許容せん断応力度は下表に示す値とする。 (N/mm ²)												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>許容せん断応力度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D + P_D + M_D + S_d *</td> <td>III_sS</td> <td>$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$</td> </tr> <tr> <td>D + P_D + M_D + S_s</td> <td>IV_sS</td> <td>$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容せん断応力度	S	D + P _D + M _D + S _d *	III _s S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$	D + P _D + M _D + S _s	IV _s S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$	
		耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容せん断応力度									
		S	D + P _D + M _D + S _d *	III _s S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$									
D + P _D + M _D + S _s	IV _s S		$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$											
vii. 異形鉄筋を用いる場合のコンクリートに対する許容付着応力度 異形鉄筋を用いる場合のコンクリートに対する許容付着応力度は下表に示す値とする。 (N/mm ²)														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>許容付着応力度*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>D + P_D + M_D + S_d *</td> <td>III_sS</td> <td>$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.32 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$</td> </tr> <tr> <td>D + P_D + M_D + S_s</td> <td>IV_sS</td> <td>$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.32 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容付着応力度*1	S	D + P _D + M _D + S _d *	III _s S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.32 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$	D + P _D + M _D + S _s	IV _s S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.32 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$			
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容付着応力度*1											
S	D + P _D + M _D + S _d *	III _s S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.32 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$											
	D + P _D + M _D + S _s	IV _s S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.32 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$											
注記*1：コンクリートの沈下により異形鉄筋下面の付着が悪くなると考えられる場合は許容付着応力度を2/3の値とする。														

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

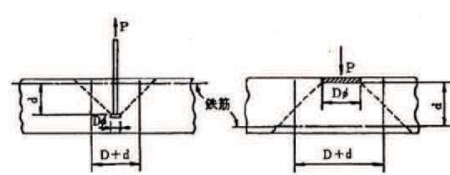
柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考											
		<p>viii. コンクリートの許容支圧応力度 コンクリートの許容支圧応力度は下表に示す値とする。 (N/mm²)</p> <table border="1" data-bbox="1332 335 1886 507"><thead><tr><th>耐震クラス</th><th>荷重の組合せ</th><th>許容応力状態</th><th>許容支圧応力度*1</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">S</td><td>D + P_D + M_D + S_d *</td><td>III_S</td><td>$f'_c = f_c \sqrt{A_c/A_1}$ かつ $f'_c \leq 2f_c$ 及び $f'_c \leq F_c$</td></tr><tr><td>D + P_D + M_D + S_s</td><td>IV_S</td><td></td></tr></tbody></table> <p>注記*1：f_c = コンクリートの許容圧縮応力度（N/mm²） A₁ = 局部圧縮を受ける面積（支圧面積） A_c = 支圧端から離れて応力が一様分布となったところの面積（支圧面積）</p> <p>ix. 引抜き力及び押抜き力に対するコンクリートの許容せん断応力度 スタッド、アンカボルト等の引抜き力及びベースプレートの押抜き（パンチング）力によってコンクリートに生じる各許容応力状態におけるせん断応力度τ_pは次式により計算し、vi. に示す許容せん断応力度より低いことを確認する。 また、本評価法以外に、「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J E A G 4 6 0 1 ・補-1984」の「2.9.4章 埋込金物の許容応力」の解説(7).bに示される米国コンクリート学会の規定を用いる場合もある。</p> $\tau_p = \frac{P}{\alpha_D \cdot b_o \cdot j}$ <p>ここで P = 引抜き力又は押抜き力 (N) α_D = 1.5 (定数) b_o = せん断力算定断面の延べ幅 (mm) j = (7/8)d (mm) d = せん断力算定断面の有効せい (mm)</p> <p>ただし、せん断力算定断面は次のように考える。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容支圧応力度*1	S	D + P _D + M _D + S _d *	III _S	$f'_c = f_c \sqrt{A_c/A_1}$ かつ $f'_c \leq 2f_c$ 及び $f'_c \leq F_c$	D + P _D + M _D + S _s	IV _S		
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容支圧応力度*1											
S	D + P _D + M _D + S _d *	III _S	$f'_c = f_c \sqrt{A_c/A_1}$ かつ $f'_c \leq 2f_c$ 及び $f'_c \leq F_c$											
	D + P _D + M _D + S _s	IV _S												

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考											
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔スタッド、アンカボルトの引抜き〕 の例、ただし $b_0 = \pi \cdot (D+d)$</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔ベースプレートの押抜き〕 の例、ただし $b_0 = \pi \cdot (D+d)$</p> </div> </div>  <p>(ハ) 形式試験による場合</p> <p>埋込金物に対し形式試験により標準設計荷重を求める場合は次による。</p> <p>i. 試験個数は、同一仕様のもを、荷重種別（引張、曲げ、せん断）ごとに最低3個とする。</p> <p>ii. 埋込金物の変形により支持構造物としての機能を喪失する限界の荷重を T_L (Test-Load) とする。ただし、埋込板のごとく荷重による変形の発生と破壊との判別がつきにくいものにあつては破壊荷重を T_L とする。</p> <p>iii. 許容荷重は、3個の T_L のうち最小値を $(T_L)_{min}$ とし下の表により求める。ただし、最小値が他の2個の T_L に比べ過小な場合は、新たに3個の T_L を求め、合計6個の T_L の中で後から追加した3個の T_L の最小値が最初の3個の T_L の最小値を上回った場合は、合計6個の T_L の最小値をはぶき2番目に小さい T_L を $(T_L)_{min}$ とする。ただし、下回った場合は、最小値を $(T_L)_{min}$ とする。</p> <table border="1" data-bbox="1332 1197 1937 1348"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>許容荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S</td> <td>$D + P_D + M_D + S d^*$</td> <td>III_AS</td> <td>$(T_L)_{min} \cdot 1/2$</td> </tr> <tr> <td>$D + P_D + M_D + S s$</td> <td>IV_AS</td> <td>$(T_L)_{min} \cdot 0.6$</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容荷重	S	$D + P_D + M_D + S d^*$	III _A S	$(T_L)_{min} \cdot 1/2$	$D + P_D + M_D + S s$	IV _A S	$(T_L)_{min} \cdot 0.6$	
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容荷重											
S	$D + P_D + M_D + S d^*$	III _A S	$(T_L)_{min} \cdot 1/2$											
	$D + P_D + M_D + S s$	IV _A S	$(T_L)_{min} \cdot 0.6$											

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考						
		<p>(ニ) スタッドの評価</p> <p>スタッドの評価においては、せん断耐力の評価式を規定している日本建築学会「各種合成構造設計指針・同解説」設計式（A I J式）を用いることができる。</p> <p>(ホ) メカニカルアンカ、ケミカルアンカの許容応力</p> <p>建物施工後に設置する後打ちアンカには、メカニカルアンカ及びケミカルアンカがあり、その許容値は、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会、2010年改定）又はJ E A G 4 6 0 1・補-1984に基づき設計する。</p> <p>i. メカニカルアンカ</p> <p>「各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 資料5 金属拡張アンカーボルトの設計」に基づき設計する。また、J E A G 4 6 0 1・補-1984に基づく場合は、前記ツ. (イ)、(ロ)の許容値に更に20%の低減を行うものとする。</p> <p>(i) 引張力を受ける場合</p> <p>荷重の算定で得られた基礎ボルトの引張荷重は以下に示す許容荷重 p_a 以下となるようにする。</p> $p_a = \min(p_{a1}, p_{a2})$ $p_{a1} = \phi_1 \cdot s \sigma_{pa} \cdot s c a$ $p_{a2} = \phi_2 \cdot \alpha_c \cdot c \sigma_t \cdot A_c$ <p>ここで、</p> <p>p_{a1}：ボルトの降伏により決まる許容引張荷重（N）</p> <p>p_{a2}：コンクリートのコーン状破壊により決まる許容引張荷重（N）</p> <p>α_c：施工のバラツキを考慮した低減係数で、$\alpha_c = 0.75$とする。</p> <p>ϕ_1, ϕ_2：低減係数であり、以下の表に従う。</p> <table border="1" data-bbox="1435 1206 1825 1289"> <thead> <tr> <th></th> <th>ϕ_1</th> <th>ϕ_2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期荷重用</td> <td>1.0</td> <td>2/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>$s \sigma_{pa}$：ボルトの引張強度で、$s \sigma_{pa} = s \sigma_y$とする。（N/mm²）</p> <p>$s \sigma_y$：ボルトの降伏点強度であり、$s \sigma_y = S_y$とする。（N/mm²）</p> <p>$s c a$：ボルト各部の最小断面積（mm²）又はこれに接合される鋼材の断面積で危険断面における値</p> <p>$c \sigma_t$：コーン状破壊に対するコンクリートの割裂強度で $c \sigma_t =$</p>		ϕ_1	ϕ_2	短期荷重用	1.0	2/3	
	ϕ_1	ϕ_2							
短期荷重用	1.0	2/3							

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>0.31√Fcとする。</p> <p>Fc：コンクリートの設計基準強度（N/mm²）</p> <p>Ac：コーン状破壊面の有効水平投影面積で、$A_c = \pi \cdot \ell_{ce}(\ell_{ce} + D)$とする。（mm²）</p> <p>D：アンカーボルト本体の直径（mm）</p> <p>ℓ：アンカーボルトの埋込み深さで、母材表面から拡張面先端までの距離（mm）</p> <p>ℓ_{ce}：強度算定用埋込み深さで $\ell_{ce} = \begin{cases} \ell, & \ell < 4D \\ 4D, & \ell \geq 4D \end{cases}$（mm）</p> <p>（ii）せん断力を受ける場合</p> <p>荷重の算定で得られた基礎ボルトのせん断荷重は以下に示す許容荷重 q_a以下となるようにする。</p> <p>$q_a = \min(q_{a1}, q_{a2}, q_{a3})$</p> <p>$q_{a1} = \phi_1 \cdot s \cdot \sigma_{qa} \cdot s_{ca}$</p> <p>$q_{a2} = \phi_2 \cdot \alpha_c \cdot c \cdot \sigma_{qa} \cdot s_{ca}$</p> <p>$q_{a3} = \phi_2 \cdot \alpha_c \cdot c \cdot \sigma_t \cdot A_{qc}$</p> <p>ここで、</p> <p>q_{a1}：ボルトのせん断強度により決まる許容せん断荷重（N）</p> <p>q_{a2}：コンクリートの支圧強度により決まる許容せん断荷重（N）</p> <p>q_{a3}：コンクリートのコーン状破壊により決まる許容せん断荷重（N）</p> <p>α_c：施工のバラツキを考慮した低減係数で、α_c=0.75とする。</p> <p>φ₁、φ₂：低減係数であり、（i）において示す表に従う。</p> <p>s・σ_{qa}：ボルトのせん断強度で、s・σ_{qa}=0.7・s・σ_yとする。（N/mm²）</p> <p>s_{ca}：ボルトのコンクリート表面における断面積（mm²）</p> <p>c・σ_{qa}：コンクリートの支圧強度で c・σ_{qa}=0.5√Fc・Ecとする。（N/mm²）</p> <p>Ec：コンクリートのヤング係数（N/mm²）</p> <p>A_{qc}：せん断荷重方向の側面におけるコーン状破壊面の有効投影面積で A_{qc}=0.5・π・c²とする。（mm²）</p> <p>c：へりあき寸法（mm）</p> <p>（iii）組合せ</p> <p>基礎ボルトが引張荷重 p 及びせん断荷重 q の組合せ荷重を受ける場合、以下となるようにする。</p> <p>$\left(\frac{p}{p_a}\right)^2 + \left(\frac{q}{q_a}\right)^2 \leq 1$</p>	

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考						
		<p>ii. ケミカルアンカ</p> <p>「各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 4.5 接着系アンカーボルトの設計」又はJ E A G 4 6 0 1・補-1984に基づき設計する。「各種合成構造設計指針・同解説」に基づく場合は以下の通りである。また、J E A G 4 6 0 1・補-1984に基づく場合は、前記ツ、(イ)、(ロ)の許容値に更に20%の低減を行うものとする。</p> <p>(i) 引張力を受ける場合</p> <p>荷重の算定で得られた基礎ボルトの引張荷重は以下に示す許容荷重 p_a 以下となるようにする。</p> $p_a = \min(p_{a1}, p_{a3})$ $p_{a1} = \phi_1 \cdot s \sigma_{pa} \cdot s c a$ $p_{a3} = \phi_3 \cdot \tau_a \cdot \pi \cdot d_a \cdot \ell_{ce}$ <p>ここで、</p> <p>p_{a1}：ボルトの降伏により決まる許容引張荷重 (N)</p> <p>p_{a3}：ボルトの付着力により決まる許容引張荷重 (N)</p> <p>ϕ_1, ϕ_3：低減係数であり、以下の表に従う。</p> <table border="1" data-bbox="1339 898 1727 983"> <tr> <td></td> <td>ϕ_1</td> <td>ϕ_3</td> </tr> <tr> <td>短期荷重用</td> <td>1.0</td> <td>2/3</td> </tr> </table> <p>$s \sigma_{pa}$：ボルトの引張強度で、$s \sigma_{pa} = s \sigma_y$とする。ただし、ボルトの降伏を保証する場合の上限引張力を算定するときは、$s \sigma_{pa} = \alpha_{yu} \cdot s \sigma_y$とする。(N/mm²)</p> <p>$s \sigma_y$：ボルトの降伏点強度であり、$s \sigma_y = S_y$とする。(N/mm²)</p> <p>$\alpha_{yu}$：ボルトの材料強度のばらつきを考慮した降伏点強度に対する割増係数であり、1.25以上を用いる。</p> <p>$s c a$：ボルトの断面積で、軸部断面積とねじ部有効断面積の小さい方の値 (mm²)</p> <p>d_a：ボルトの径 (mm)</p> <p>ℓ_{ce}：ボルトの強度算定用埋込み深さで $\ell_{ce} = \ell_o - 2d_a$とする。(mm)</p> <p>$\ell_o$：ボルトの有効埋込み深さ (mm)</p> <p>τ_a：ボルトの付着強度で $\tau_a = \alpha_1 \cdot \alpha_2 \cdot \alpha_3 \cdot \tau_{bavg}$とする。(N/mm²)</p> <p>ここで、</p> <p>α_n：へりあき及びボルトピッチによる付着強度の低減係数で $\alpha_n =$</p>		ϕ_1	ϕ_3	短期荷重用	1.0	2/3	<p>記載表現の相違</p>
	ϕ_1	ϕ_3							
短期荷重用	1.0	2/3							

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考											
		<p>0.5 $\left(\frac{c_n}{\ell_e}\right) + 0.5$とする。(n=1, 2, 3) ただし, $(c_n/\ell_e) \geq 1.0$の場合 $(c_n/\ell_e) = 1.0$, $\ell_e \geq 10d_a$の場合は$\ell_e = 10d_a$とする。</p> <p>c_n : へりあき寸法又はボルトピッチ a の 1/2 で, 最も小さくなる寸法 3 面までを考慮する。</p> <p>τ_{bavg} : ボルトの基本平均付着強度であり, 接着剤及び充填方式により以下の表に従う。</p> <table border="1" data-bbox="1391 480 1877 579"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">カプセル方式</th> <th>注入方式</th> </tr> <tr> <th>有機系</th> <th>無機系</th> <th>有機系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通コンクリート</td> <td>$10\sqrt{F_c/21}$</td> <td>$5\sqrt{F_c/21}$</td> <td>$7\sqrt{F_c/21}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>F_c : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)</p> <p>(ii) セン断力を受ける場合</p> <p>荷重の算定で得られた基礎ボルトのせん断荷重は以下に示す許容荷重 q_a 以下となるようにする。</p> <p>$q_a = \min(q_{a1}, q_{a2}, q_{a3})$</p> <p>$q_{a1} = \phi_1 \cdot s \cdot \sigma_{qa} \cdot s_c a$</p> <p>$q_{a2} = \phi_2 \cdot c \cdot \sigma_{qa} \cdot s_c a$</p> <p>$q_{a3} = \phi_2 \cdot c \cdot \sigma_t \cdot A_{qc}$</p> <p>ここで,</p> <p>$q_{a1}$: ボルトのせん断強度により決まる許容せん断荷重 (N)</p> <p>q_{a2} : コンクリートの支圧強度により決まる許容せん断荷重 (N)</p> <p>q_{a3} : コンクリートのコーン状破壊により決まる許容引張荷重 (N)</p> <p>ϕ_2 : 低減係数であり, (i)において示す表に従う。</p> <p>$s \cdot \sigma_{qa}$: ボルトのせん断強度で $s \cdot \sigma_{qa} = 0.7 \cdot s \cdot \sigma_y$ とする。(N/mm²)</p> <p>$c \cdot \sigma_{qa}$: コンクリートの支圧強度で $c \cdot \sigma_{qa} = 0.5\sqrt{F_c \cdot E_c}$ とする。(N/mm²)</p> <p>$c \cdot \sigma_t$: コーン状破壊に対するコンクリートの引張強度で $c \cdot \sigma_t = 0.31\sqrt{F_c}$ とする。(N/mm²)</p> <p>E_c : コンクリートのヤング係数 (N/mm²)</p> <p>A_{qc} : せん断荷重方向の側面におけるコーン状破壊面の有効投影面積で $A_{qc} = 0.5 \pi c^2$ とする。(mm²)</p> <p>c : へりあき寸法 (mm)</p> <p>また, ボルトの有効埋込み長さ ℓ_e が以下となるようにする。</p> $\ell_e \geq \frac{s \sigma_{pa} \cdot d_a}{4 \tau_a}$		カプセル方式		注入方式	有機系	無機系	有機系	普通コンクリート	$10\sqrt{F_c/21}$	$5\sqrt{F_c/21}$	$7\sqrt{F_c/21}$	
	カプセル方式			注入方式										
	有機系	無機系	有機系											
普通コンクリート	$10\sqrt{F_c/21}$	$5\sqrt{F_c/21}$	$7\sqrt{F_c/21}$											

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考									
		<p>(iii) 組合せ</p> <p>基礎ボルトが引張荷重 p 及びせん断荷重 q の組合せ荷重を受ける場合、以下となるようにする。</p> $\left(\frac{p}{p_a}\right)^2 + \left(\frac{q}{q_a}\right)^2 \leq 1$ <p>ネ、燃料集合体（燃料被覆管）</p> <table border="1" data-bbox="1335 544 1933 691"> <thead> <tr> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th>許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D + P + M + S_d*[*]</td> <td>III_AS</td> <td rowspan="2">0.7・S_u*^{*1*2}</td> </tr> <tr> <td>D + P + M + S_s</td> <td>IV_AS</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：せん断ひずみエネルギー説に基づく相当応力に対して評価する。 *2：使用温度及び照射の効果を考慮して許容値を設定する。</p>	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界	一次応力	D + P + M + S _d * [*]	III _A S	0.7・S _u * ^{*1*2}	D + P + M + S _s	IV _A S	
荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界										
		一次応力										
D + P + M + S _d * [*]	III _A S	0.7・S _u * ^{*1*2}										
D + P + M + S _s	IV _A S											

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																		
		<p>(b) B、Cクラスの機器・配管系、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備及び常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）の機器・配管系 イ、クラス2、3容器及び重大事故等クラス2容器（クラス2、3容器）（クラス2、3容器）</p> <table border="1" data-bbox="1435 261 1624 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_b$</td> <td>B,S</td> <td>S_yと$0.6 \cdot S_u$の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> <td>S_y ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_c$</td> <td>C,S</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(重大事故等クラス2容器（クラス2、3容器）)</p> <table border="1" data-bbox="1675 261 1863 1310"> <thead> <tr> <th rowspan="2">*1耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ*2</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_b$</td> <td>B,S</td> <td>S_yと$0.6 \cdot S_u$の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> <td>S_y ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_c$</td> <td>C,S</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス。 *2：設計基準事故等の状態で作出する荷重を除く。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界		一次一般応力	一次応力	B	$D + P_d + M_d + S_b$	B,S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S_y ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	C	$D + P_d + M_d + S_c$	C,S			*1耐震クラス	荷重の組合せ*2	許容応力状態	許容限界		一次一般応力	一次応力	B	$D + P_d + M_d + S_b$	B,S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S_y ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	C	$D + P_d + M_d + S_c$	C,S			<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界																															
			一次一般応力	一次応力																																	
B	$D + P_d + M_d + S_b$	B,S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S_y ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。																																	
C	$D + P_d + M_d + S_c$	C,S																																			
*1耐震クラス	荷重の組合せ*2	許容応力状態	許容限界																																		
			一次一般応力	一次応力																																	
B	$D + P_d + M_d + S_b$	B,S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S_y ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。																																	
C	$D + P_d + M_d + S_c$	C,S																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																	
		<p>ロ、クラス2管及び重大事故等クラス2管（クラス2管） （クラス2管）</p> <table border="1" data-bbox="1384 288 1592 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="2">許容限界</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次応力 (曲げ応力を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_B$</td> <td>BAS</td> <td>S_rと$0.6 \cdot S_u$の小さい方。 ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。</td> <td>S_r ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_C$</td> <td>CAS</td> <td>S_rと$0.6 \cdot S_u$の小さい方。 ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。</td> <td>S_r ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：軸力による全断面平均応力については、本欄の0.8倍の値とする。 *2：異なる建屋間に設置される等、地震時相対変位を考慮する場合は、地震のみによる一次十二次応力の振幅に対して$2 \cdot S_y$とする。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界		一次一般応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	B	$D + P_d + M_d + S_B$	BAS	S_r と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	S_r ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS	S_r と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	S_r ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界														
			一次一般応力	一次応力 (曲げ応力を含む)																
B	$D + P_d + M_d + S_B$	BAS	S_r と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	S_r ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。																
C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS	S_r と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	S_r ただし、ASS及びHINA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。																

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考															
		(重大事故等クラス2管 (クラス2管))																
		(許容限界 一次応力 (曲げ応力を含む) 一次+二次応力)																
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">耐震クラス</th> <th style="width: 25%;">荷重の組合せ*2</th> <th style="width: 20%;">許容応力状態</th> <th style="width: 20%;">一次一般応力</th> <th style="width: 20%;">一次+二次応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_B$</td> <td>BAS</td> <td>S_yと$0.6 \cdot S_d$の小さい方。 *3 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。</td> <td>S_y ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。 —*4</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_C$</td> <td>CAS</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ*2	許容応力状態	一次一般応力	一次+二次応力	B	$D + P_d + M_d + S_B$	BAS	S_y と $0.6 \cdot S_d$ の小さい方。 *3 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	S_y ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。 —*4	C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS			
耐震クラス	荷重の組合せ*2	許容応力状態	一次一般応力	一次+二次応力														
B	$D + P_d + M_d + S_B$	BAS	S_y と $0.6 \cdot S_d$ の小さい方。 *3 ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。	S_y ただし、ASS及びHNA については上記の値と1.2・ Sのうち大きい方とする。 —*4														
C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS																
		<p>注記*1：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対応設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス。</p> <p>*2：設計基準事故時の状態で作作用する荷重を除く。</p> <p>*3：軸力による全断面平均応力については、本欄の0.8倍の値とする。</p> <p>*4：異なる建屋間に設置される等、地震時相対変位を考慮する場合は、地震のみによる一次+二次応力の振幅に対して$2 \cdot S_y$とする。</p>																
			表現の相違															
			表現の相違															

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																												
		<p>ハ、クラス3管及び重大事故等クラス2管(クラス3管) (クラス3管)</p> <table border="1" data-bbox="1377 252 1818 1209"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>一次一般応力</th> <th>許容限界</th> <th>一次+二次応力</th> <th>一次+二次+ピーク応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_B$</td> <td>B_AS</td> <td>S_yと$0.6 \cdot S_u$の小さい方 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> <td>ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> <td>S</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>$D + P_d + M_d + S_d^{*1}$</td> <td rowspan="2">I_AS</td> <td rowspan="2">$0.6 \cdot S_u$ ^{*2}</td> <td rowspan="2">左欄の1.5倍の値</td> <td rowspan="2">S_s又はS_d地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S_y以下であれば疲労解析は不要。</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>$D + P_d + M_d + S_s^{*5}$</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_C$</td> <td>C_AS</td> <td>S_yと$0.6 \cdot S_u$の小さい方 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> <td>ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。</td> <td>S</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：軸力による全断面平均応力については本欄の0.8倍の値とする。 *2：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態B_ASの一次一般応力規格PB-3536(1)、(2)、(4)及び(5)（ただし、S_mは2/3・S_yと読み替える。）を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格PB-3536(1)、(2)、(4)及び(5)（ただし、S_mは2/3・S_yと読み替える。）の簡易弾塑性解析を用いる。 *3：2・S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。 *4：主蒸気系主配管（弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことの確認を行う範囲）について適用する。 *5：主蒸気系がし安全弁配管について適用する。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	一次一般応力	許容限界	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力	B	$D + P_d + M_d + S_B$	B _A S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S	-	$D + P_d + M_d + S_d^{*1}$	I _A S	$0.6 \cdot S_u$ ^{*2}	左欄の1.5倍の値	S _s 又はS _d 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。	-	$D + P_d + M_d + S_s^{*5}$	C	$D + P_d + M_d + S_C$	C _A S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S	-	<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	一次一般応力	許容限界	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力																									
B	$D + P_d + M_d + S_B$	B _A S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S	-																									
	$D + P_d + M_d + S_d^{*1}$	I _A S	$0.6 \cdot S_u$ ^{*2}	左欄の1.5倍の値	S _s 又はS _d 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。	-																									
$D + P_d + M_d + S_s^{*5}$																															
C	$D + P_d + M_d + S_C$	C _A S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方 ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	ただし、ASS及びHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする。	S	-																									

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																				
		<p style="text-align: center;">(重大事故等クラス2管 (クラス3管))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事故クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ*</th> <th rowspan="2">評価応力状態</th> <th colspan="2">許容限界</th> <th rowspan="2">一次+二次+ピーク応力</th> </tr> <tr> <th>一次一般応力</th> <th>一次応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_B$</td> <td>BAS ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする</td> <td>^{*)} S_pと$0.6 \cdot S_e$の小さい方。 ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする</td> <td>S_p ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_c$</td> <td>CAS ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする</td> <td>^{*)} S_pと$0.6 \cdot S_e$の小さい方。 ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする</td> <td>S_p ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準準事故対応設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準耐震型）が属する耐震重要度分類のクラス。 *2：設計基準準事故時の状態で作用する荷重を除く。 *3：軸力による全断面平均応力については、本欄の0.8倍の値とする。</p>	事故クラス	荷重の組合せ*	評価応力状態	許容限界		一次+二次+ピーク応力	一次一般応力	一次応力	B	$D + P_d + M_d + S_B$	BAS ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	^{*)} S_p と $0.6 \cdot S_e$ の小さい方。 ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	S_p ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	—	C	$D + P_d + M_d + S_c$	CAS ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	^{*)} S_p と $0.6 \cdot S_e$ の小さい方。 ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	S_p ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	—	<p style="text-align: center;">表現の相違</p> <p style="text-align: center;">表現の相違</p>
事故クラス	荷重の組合せ*	評価応力状態				許容限界			一次+二次+ピーク応力														
			一次一般応力	一次応力																			
B	$D + P_d + M_d + S_B$	BAS ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	^{*)} S_p と $0.6 \cdot S_e$ の小さい方。 ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	S_p ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	—																		
C	$D + P_d + M_d + S_c$	CAS ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	^{*)} S_p と $0.6 \cdot S_e$ の小さい方。 ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	S_p ただし、ASS及DHNAについては上記の値と1.2・Sのうち大きい方とする	—																		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																						
<p>ニ. クラス4管及び重大事故等クラス2管（クラス4管） （クラス4管）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>許容限界 一次一般応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_H$</td> <td>BAS</td> <td rowspan="2">地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_C$</td> <td>CAS</td> </tr> </tbody> </table>		耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力	B	$D + P_d + M_d + S_H$	BAS	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。	C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS	<table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>許容限界 一次一般応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_H$</td> <td>BAS</td> <td rowspan="2">地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_C$</td> <td>CAS</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力	B	$D + P_d + M_d + S_H$	BAS	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。	C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS	
		耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力																				
B	$D + P_d + M_d + S_H$	BAS	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。																						
C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS																							
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力																						
B	$D + P_d + M_d + S_H$	BAS	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。																						
C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS																							
		<p>（重大事故等クラス2管（クラス4管））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>耐震クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容応力状態</th> <th>許容限界 一次一般応力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_H$</td> <td>BAS</td> <td rowspan="2">地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_C$</td> <td>CAS</td> </tr> </tbody> </table>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力	B	$D + P_d + M_d + S_H$	BAS	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。	C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS												
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 一次一般応力																						
B	$D + P_d + M_d + S_H$	BAS	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容値以下に確保すること。																						
C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS																							

注記*1：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故外れ設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準地震動）が属する耐震重要度分類のクラス。
*2：設計基準事故等の状態で作用する荷重を除く。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）		東海第二発電所		女川原子力発電所第2号機		備考								
耐震クラス	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *8} (ボルト等以外)						形式試験による場合						
		一次応力			一次+二次応力									
		引張	せん断	圧縮	せん断	曲げ	支圧		破断					
B	D+P _a +M _d +S _B	R&S	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _b	3・f _a	3・f _a	3・f _b	1.5・f _b ^{*6, *7}	せん断	せん断	許容荷重	
C	D+P _a +M _d +S _C	C&S	1.5・f _t	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _b	1.5・f _b	1.5・f _b	1.5・f _b	1.5・f _b	1.5・f _c	1.5・f _c	1.5・f _c	T _L ・2・S ₁ ^{*1}

注記※1：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対応設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス。

※2：設計基準事故時の状態で作用する荷重を除く。

※3：鋼構造設計規程（日本建築学会2005改定）等の幅厚比の制限を満足させる。

※4：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

※5：すみ肉溶接部においては最大応力に対しては1.5・f_tとする。

※6：設計・建設規程 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

※7：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重畳合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

※8：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_vとして応力評価を行う。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																											
<p>ト、 その他の支持構造物及び重大事故クラス2支持構造物（その他の支持構造物） （その他の支持構造物）</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設計 クラス</th> <th rowspan="3">荷重の組合せ</th> <th rowspan="3">許容応力 状態</th> <th colspan="12">許容限界^{*1,*2} (ボルト等以外)</th> <th rowspan="3">形式試験に よる場合</th> </tr> <tr> <th colspan="6">一次応力</th> <th colspan="6">一次・二次応力</th> <th colspan="2">許容限界^{*2,*6} (ボルト等)</th> </tr> <tr> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>引張 圧縮</th> <th>せん断</th> <th>曲げ</th> <th>支圧</th> <th>座屈</th> <th>引張</th> <th>せん断</th> <th>許容荷重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>$D + P_d + M_d + S_B$</td> <td>B_AS</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$3 \cdot f_t$</td> <td>$3 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1 \cdot \frac{S_{y0}}{T_L} \cdot \frac{S_y}{S_y}$</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>$D + P_d + M_d + S_C$</td> <td>C_AS</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$3 \cdot f_t$</td> <td>$3 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_c$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td>$1.5 \cdot f_t$</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：鋼構造設計規程（日本建築学会 2005改定）等の幅厚比の制限を満足させる。 *2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *3：寸法肉溶接部においては最大応力に対しても評価を行う。 *4：設計・建設規格 SSB-312L.1(4)により求めたものとする。 *5：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。 *6：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が互補的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_cとして応力評価を行う。</p>	設計 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1,*2} (ボルト等以外)												形式試験に よる場合	一次応力						一次・二次応力						許容限界 ^{*2,*6} (ボルト等)		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断	許容荷重	B	$D + P_d + M_d + S_B$	B _A S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$3 \cdot f_t$	$3 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$	$1 \cdot \frac{S_{y0}}{T_L} \cdot \frac{S_y}{S_y}$	C	$D + P_d + M_d + S_C$	C _A S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$3 \cdot f_t$	$3 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$		
		設計 クラス				荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1,*2} (ボルト等以外)												形式試験に よる場合																																																										
一次応力								一次・二次応力						許容限界 ^{*2,*6} (ボルト等)																																																																
引張	せん断		圧縮	曲げ	支圧			引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断	許容荷重																																																															
B	$D + P_d + M_d + S_B$	B _A S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$3 \cdot f_t$	$3 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$	$1 \cdot \frac{S_{y0}}{T_L} \cdot \frac{S_y}{S_y}$																																																															
C	$D + P_d + M_d + S_C$	C _A S	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$3 \cdot f_t$	$3 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_t$	$1.5 \cdot f_t$																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）		東海第二発電所		女川原子力発電所第2号機		備考						
耐震クラス	許容応力状態	許容限界 ^{*1,*2,*3,*4,*5} （ボルト等以外）		許容限界 ^{*1,*2,*3,*4,*5} （ボルト等）		形式試験による場合						
		一次応力		一次応力		許容荷重						
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	曲げ	せん断	引張	せん断		
B	$D+P_a+M_d+S_b$	$B_A S$	引張 $3 \cdot f_t$	せん断 $3 \cdot f_s$	圧縮 $3 \cdot f_c$	曲げ $3 \cdot f_b$	支圧 $1.5 \cdot f_p$	曲げ $1.5 \cdot f_b$	せん断 $1.5 \cdot f_s$	引張 $1.5 \cdot f_t$	せん断 $1.5 \cdot f_s$	$\frac{1}{2} \frac{S_{yd}}{T_L}, \frac{S_{yk}}{S_k}$
C	$D+P_a+M_d+S_c$	$C_A S$	（地震荷重のみによる応力振幅について評価する。）				支圧 $1.5 \cdot f_p$	曲げ $1.5 \cdot f_b$	せん断 $1.5 \cdot f_s$	引張 $1.5 \cdot f_t$	せん断 $1.5 \cdot f_s$	

（重大事故等クラス2 支持構造物（その他の支持構造物））

注記*1：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対応設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準地震）が属する耐震重要度分類のクラス。
 *2：設計基準事故時の状態で作作用する荷重を除く。
 *3：鋼構造設計規程（日本建築学会 2005改定）等の幅厚比の制限を満足させる。
 *4：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。
 *5：すみ肉溶接部にあつては最大応力に対して $1.5 \cdot f_t$ とする。
 *6：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせ得られる応力の圧縮最大値について評価する。
 *7：コンクリートに用いられるアンカボルトで地震動応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、取付状態等のからぎ等を考慮して、一次引張応力に対しては f_t 、一次せん断応力に対しては f_s として応力評価を行う。
 *8：電気計装設備、換気空調設備の評価においても適用する。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）
 [黄色]：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																				
		(3) 土木構造物 (設計基準対象施設)																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th colspan="3">許容限界</th> </tr> <tr> <th>曲げ</th> <th>せん断</th> <th>基礎地盤の支持性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土木構造物</td> <td>屋外重要土木構造物</td> <td>G + P + S_s</td> <td>限界層間変形角*¹，限界ひずみ*^{1, *2}，降伏曲げモーメント²又は許容応力度とする。</td> <td>せん断耐力*¹，許容応力度又は限界せん断ひずみ*^{1, *2}とする。</td> <td>地盤の極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。</td> </tr> <tr> <td>その他の土木構造物</td> <td>G + P + S_c</td> <td>許容応力度とする。</td> <td>許容応力度とする。</td> <td>地盤の短期許容支持力とする。</td> </tr> </tbody> </table>				荷重の組合せ	許容限界			曲げ	せん断	基礎地盤の支持性能	土木構造物	屋外重要土木構造物	G + P + S _s	限界層間変形角* ¹ ，限界ひずみ* ^{1, *2} ，降伏曲げモーメント ² 又は許容応力度とする。	せん断耐力* ¹ ，許容応力度又は限界せん断ひずみ* ^{1, *2} とする。	地盤の極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。	その他の土木構造物	G + P + S _c	許容応力度とする。	許容応力度とする。	地盤の短期許容支持力とする。
							荷重の組合せ	許容限界															
				曲げ	せん断	基礎地盤の支持性能																	
土木構造物	屋外重要土木構造物	G + P + S _s	限界層間変形角* ¹ ，限界ひずみ* ^{1, *2} ，降伏曲げモーメント ² 又は許容応力度とする。	せん断耐力* ¹ ，許容応力度又は限界せん断ひずみ* ^{1, *2} とする。	地盤の極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。																		
	その他の土木構造物	G + P + S _c	許容応力度とする。	許容応力度とする。	地盤の短期許容支持力とする。																		
注記*1：各種安全係数を見込むことで，妥当な安全余裕を持たせる。 *2：止水性の維持が要求される部位については，基準地震動S _s による地震力に伴い生じる荷重又は応力に対して，おおむね弾性状態に留まることを計算により確認する。																							
[記号の説明] G：固定荷重 P：積載荷重 S _s ：基準地震動S _s による地震力 S _c ：耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力																							

設置(変更)許可における設計方針の差異による(女川2号では、限界状態設計法又は許容応力度法により設計を行っている。コンクリートの圧縮ひずみ、主筋ひずみ及び圧縮緑コンクリートひずみを限界ひずみと総称している。)

設置(変更)許可における設計方針の差異による(女川2号では、Sクラスの機器及び配管等の安全機能を損なうことがないように止水機能を設定している。)

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																				
		<p>(重大事故等対処施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">*1 設備分類 施設区分</th> <th rowspan="2">荷重の組合 せ</th> <th colspan="3">許容限界</th> </tr> <tr> <th>曲げ</th> <th>せん断</th> <th>基礎地盤の 支持性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土木 構造 物</td> <td>①*2, ③, ④*2 ⑤, ⑥*2</td> <td>G + P + S s</td> <td>限界層間変形角*3, 限界ひずみ*3, 降伏曲げモーメント又は許容応力度とする。</td> <td>せん断耐力*3, 許容応力度又は限界せん断ひずみ*3とする。</td> <td>地盤の極限支持力に対して 妥当な安全余裕を持たせる。</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>G + P + S c</td> <td>許容応力度とする。</td> <td>許容応力度とする。</td> <td>地盤の短期許容支持力とする。</td> </tr> </tbody> </table>		*1 設備分類 施設区分	荷重の組合 せ	許容限界			曲げ	せん断	基礎地盤の 支持性能	土木 構造 物	①*2, ③, ④*2 ⑤, ⑥*2	G + P + S s	限界層間変形角*3, 限界ひずみ*3, 降伏曲げモーメント又は許容応力度とする。	せん断耐力*3, 許容応力度又は限界せん断ひずみ*3とする。	地盤の極限支持力に対して 妥当な安全余裕を持たせる。	①	G + P + S c	許容応力度とする。	許容応力度とする。	地盤の短期許容支持力とする。	<p>設備構成の差異による（女川2号では、貯留堰が常設耐震重要重大事故等対処設備に該当する。） 設置（変更）許可における設計方針の差異による（女川2号では、限界状態設計法又は許容応力度法により設計を行っている。コンクリートの圧縮ひずみ、主筋ひずみ及び圧縮緑コンクリートひずみを限界ひずみと総称している。）</p>
	*1 設備分類 施設区分	荷重の組合 せ				許容限界																	
			曲げ	せん断	基礎地盤の 支持性能																		
土木 構造 物	①*2, ③, ④*2 ⑤, ⑥*2	G + P + S s	限界層間変形角*3, 限界ひずみ*3, 降伏曲げモーメント又は許容応力度とする。	せん断耐力*3, 許容応力度又は限界せん断ひずみ*3とする。	地盤の極限支持力に対して 妥当な安全余裕を持たせる。																		
	①	G + P + S c	許容応力度とする。	許容応力度とする。	地盤の短期許容支持力とする。																		
		<p>注記*1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分 ①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの） ②：①が設置される重大事故等対処施設 ③：常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの） ④：③が設置される重大事故等対処施設 ⑤：常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） ⑥：⑤が設置される重大事故等対処施設 *2：屋外重要土木構造物の機能を代替する重大事故等対処施設に適用する。 *3：各種安全係数を見込むことで、妥当な安全余裕を持たせる。</p> <p>〔記号の説明〕 G：固定荷重 P：積載荷重 S_s：基準地震動S_sによる地震力 S_c：耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力</p>																					

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																												
<p>(4) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備</p> <p>(a) 土木構造物</p> <p>津波防護施設</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>荷重の組合せ</th> <th>構造物の健全性</th> <th>許容限界</th> <th>構造物の変形性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防波堤（鋼管式鉛直壁）</td> <td>短期許容応力度又はせん断強度とす 全率1.2以上とする。</td> <td>基礎地盤の支持性能 地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。</td> </tr> <tr> <td>防波堤（盛土堤防）</td> <td>すべり安全率1.2以上とする。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>防潮壁（第2号機海水ポンプ室）</td> <td>短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。</td> </tr> <tr> <td>防潮壁（第2号機放水立坑）</td> <td>短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。</td> </tr> <tr> <td>防潮壁（第3号機海水ポンプ室）</td> <td>短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。</td> </tr> <tr> <td>防潮壁（第3号機放水立坑）</td> <td>短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。</td> </tr> <tr> <td>防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）</td> <td>短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取放水路流路縮小工（第1号機取水 路）(No. D.) (No. 2)</td> <td>引張強度及びせん断強度とす る。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取放水路流路縮小工（第1号機放水 路）</td> <td>引張強度及びせん断強度とす る。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貯留堰^{※1}</td> <td>限界ひずみ^{※2}、せん断力^{※2}と する。</td> <td>地盤の極限支持力に基づき設 定する。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記者1：非常時における海水の通水機能を要求機能としている。 ※2：各種安全係数を見込むことで妥当な安全余裕を持たせ、部材が概ね弾性状態に留まることを確認する。 【記号の説明】G：固定荷重、P：積載荷重、Ss：基準地震動Ssによる地震力</p>	荷重の組合せ	構造物の健全性	許容限界	構造物の変形性	防波堤（鋼管式鉛直壁）	短期許容応力度又はせん断強度とす 全率1.2以上とする。	基礎地盤の支持性能 地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。	防波堤（盛土堤防）	すべり安全率1.2以上とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—	防潮壁（第2号機海水ポンプ室）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。	防潮壁（第2号機放水立坑）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。	防潮壁（第3号機海水ポンプ室）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。	防潮壁（第3号機放水立坑）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。	防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	—	—	取放水路流路縮小工（第1号機取水 路）(No. D.) (No. 2)	引張強度及びせん断強度とす る。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—	取放水路流路縮小工（第1号機放水 路）	引張強度及びせん断強度とす る。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—	貯留堰 ^{※1}	限界ひずみ ^{※2} 、せん断力 ^{※2} と する。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—	<p>設備対策の相違</p> <p>設計の差異による</p> <p>設計の差異による（貯留堰については、限界状態設計法により設計を行っている。）</p>
			荷重の組合せ	構造物の健全性	許容限界	構造物の変形性																																									
			防波堤（鋼管式鉛直壁）	短期許容応力度又はせん断強度とす 全率1.2以上とする。	基礎地盤の支持性能 地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。																																									
			防波堤（盛土堤防）	すべり安全率1.2以上とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—																																									
			防潮壁（第2号機海水ポンプ室）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。																																									
			防潮壁（第2号機放水立坑）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。																																									
			防潮壁（第3号機海水ポンプ室）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。																																									
			防潮壁（第3号機放水立坑）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	有意な漏洩が生じないことを 確認した変位量とする。																																									
			防潮壁（第3号機海水熱交換器建屋）	短期許容応力度又は降伏強度 及びせん断強度とする。	—	—																																									
			取放水路流路縮小工（第1号機取水 路）(No. D.) (No. 2)	引張強度及びせん断強度とす る。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—																																									
取放水路流路縮小工（第1号機放水 路）	引張強度及びせん断強度とす る。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—																																												
貯留堰 ^{※1}	限界ひずみ ^{※2} 、せん断力 ^{※2} と する。	地盤の極限支持力に基づき設 定する。	—																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考						
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(b) 建物・構築物 浸水防止設備</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">荷重の組合せ</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">許容限界 部材</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">浸水防止設備 水密扉 浸水防止蓋 浸水防止壁</td> <td style="text-align: center;">G + P + S s</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">短期許容応力度を基本とする。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">〔記号の説明〕</p> <p style="text-align: center;">G：固定荷重 P：積載荷重 S s：基準地震動 S s による地震力</p>	(b) 建物・構築物 浸水防止設備	荷重の組合せ	許容限界 部材	浸水防止設備 水密扉 浸水防止蓋 浸水防止壁	G + P + S s	短期許容応力度を基本とする。	設備対策の相違
(b) 建物・構築物 浸水防止設備	荷重の組合せ	許容限界 部材							
浸水防止設備 水密扉 浸水防止蓋 浸水防止壁	G + P + S s	短期許容応力度を基本とする。							

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																					
		<p>(c) 機器・配管系 イ. 記号の説明</p> <p>D：死荷重 P_b：地震と組み合わさるべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む）、又は当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重 M_b：地震と組み合わさるべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む）、又は当該設備に設計上定められた機械的荷重 S_s：基礎地震動S_sにより定まる地震力</p> <p>ロ. 荷重の組合せ及び許容応力</p> <p>浸水防止設備（浸水防止蓋（ボルト以外））</p> <table border="1" data-bbox="1608 268 1854 1300"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="3">許容限界^{*1,2}</th> </tr> <tr> <th>引張</th> <th>曲げ</th> <th>せん断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浸水防止蓋</td> <td>D + S_s</td> <td>Ⅲ、S^{*3}</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_b</td> <td>1.5・f_c</td> </tr> <tr> <td>浸水防止設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *2：その他の支持構造物（設計基準対象施設）に対する許容限界に準じて設定する。 *3：地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して浸水防護機能として十分な余裕を有するよう、設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1,2}			引張	曲げ	せん断	浸水防止蓋	D + S _s	Ⅲ、S ^{*3}	1.5・f _t	1.5・f _b	1.5・f _c	浸水防止設備						<p>設備対策の相違</p>
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界 ^{*1,2}																		
			引張	曲げ	せん断																			
浸水防止蓋	D + S _s	Ⅲ、S ^{*3}	1.5・f _t	1.5・f _b	1.5・f _c																			
浸水防止設備																								

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																								
		<p>浸水防止設備（浸水防止蓋（ボルト））</p> <table border="1" data-bbox="1355 518 1525 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="2">許容限界*1*2</th> </tr> <tr> <th>引張</th> <th>せん断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>D+Ss</td> <td>III_S*3</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_v</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *2：その他の支持構造物（設計基準対象施設）に対する許容限界に準じて設定する。 *3：地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して浸水防護機能として十分な余裕を有するよう、設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</p> <p>浸水防止設備（逆止弁付ファンネル）</p> <table border="1" data-bbox="1668 462 1839 1173"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">荷重の組合せ</th> <th rowspan="2">許容応力状態</th> <th colspan="2">許容限界*1*2</th> </tr> <tr> <th>引張</th> <th>曲げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>D+Ss</td> <td>III_S*3</td> <td>1.2・S</td> <td>1.2・S</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記*1：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *2：クラス2、3配置に対する許容限界に準じて設定する。 *3：地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して浸水防護機能として十分な余裕を有するよう、設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界*1*2		引張	せん断	S	D+Ss	III _S *3	1.5・f _t	1.5・f _v	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界*1*2		引張	曲げ	S	D+Ss	III _S *3	1.2・S	1.2・S	<p>設備対策の相違</p> <p>表現の相違</p>
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界*1*2																					
			引張	せん断																							
S	D+Ss	III _S *3	1.5・f _t	1.5・f _v																							
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界*1*2																								
			引張	曲げ																							
S	D+Ss	III _S *3	1.2・S	1.2・S																							

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考												
		<p>浸水防止設備（貫通部止水処置） 貫通部止水処置にモルタルを用いる場合の許容荷重はコンクリート標準示方書【構造性能照査編】（（社）土木学会 2002 年制定）に準じて、次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="1339 411 1926 550"><thead><tr><th rowspan="2">耐震クラス</th><th rowspan="2">荷重の組合せ</th><th rowspan="2">許容応力状態</th><th colspan="2">許容限界</th></tr><tr><th>付着荷重*1</th><th>圧縮荷重*2</th></tr></thead><tbody><tr><td>S</td><td>D+S s</td><td>短期許容応力度とする。</td><td>f_s</td><td>f_c</td></tr></tbody></table> <p>注記*1：貫通部がせん断荷重を受ける場合のモルタルの評価 荷重の算定で得られた貫通物のせん断荷重は、以下に示す貫通部の周囲に充填したモルタルの付着強度に対する許容値以下となるようにする。 $F_s \leq f_s = f'_{bok} \cdot S \cdot L / \gamma_c$ここに、 $f'_{bok} = 0.28 \times f'_{ck}{}^{2/3} \times 0.4$$F_s$：貫通物によるせん断荷重（kN） f_s：モルタルの許容付着荷重（kN） f'_{bok}：モルタルの付着強度（N/mm²） S：貫通物の周長（mm） L：モルタルの充てん深さ（mm） f'_{ck}：モルタル圧縮強度であり設計値として 30（N/mm²）を用いる γ_c：材料定数として 1.3 を用いる</p> <p>*2：貫通物が圧縮荷重を受ける場合のモルタルの評価 荷重の算定で得られた貫通物の圧縮荷重は、以下に示す貫通部の周囲に充填したモルタルの圧縮強度に対する許容値以下となるようにする。 $F_c \leq f_c = f'_{ck} \cdot A_p / \gamma_c$ここに、 F_c：貫通物による圧縮荷重（kN） f_c：モルタルの許容圧縮荷重（kN） f'_{ck}：モルタル圧縮強度であり設計値として 30（N/mm²）を用いる A_p：貫通物の投影面積（mm²） γ_c：材料定数として 1.3 を用いる</p>	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界		付着荷重*1	圧縮荷重*2	S	D+S s	短期許容応力度とする。	f_s	f_c	<p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態				許容限界									
			付着荷重*1	圧縮荷重*2											
S	D+S s	短期許容応力度とする。	f_s	f_c											

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">津波監視設備</th> <th rowspan="3">耐震クラス</th> <th rowspan="3">荷重の組合せ</th> <th rowspan="3">許容応力状態</th> <th colspan="3">許容限界^{*2,*3}（ボルト以外） 一次応力</th> <th colspan="3">許容限界^{*2,*3}（ボルト） 一次応力</th> </tr> <tr> <th colspan="2">せん断</th> <th>引張</th> <th colspan="2">せん断</th> <th>引張</th> </tr> <tr> <th>せん断</th> <th>圧縮</th> <th>曲げ</th> <th>せん断</th> <th>引張</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波監視カメラ</td> <td>S</td> <td>D+P_D+M_D+S_s</td> <td>III_AS^{*1}</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> </tr> <tr> <td>取水ピット水位計</td> <td>S</td> <td>D+P_D+M_D+S_s</td> <td>III_AS^{*1}</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> <td>1.5・f_t</td> <td>1.5・f_c</td> </tr> </tbody> </table>	津波監視設備	耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*2,*3} （ボルト以外） 一次応力			許容限界 ^{*2,*3} （ボルト） 一次応力			せん断		引張	せん断		引張	せん断	圧縮	曲げ	せん断	引張	津波監視カメラ	S	D+P _D +M _D +S _s	III _A S ^{*1}	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	取水ピット水位計	S	D+P _D +M _D +S _s	III _A S ^{*1}	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	<p>注記*1：地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して浸水防護機能として十分な余裕を有するよう、設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。</p> <p>*2：応力の組み合わせが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。</p> <p>*3：その他の支持構造物（設計基準対象施設）に対する許容限界に準じて設定する。</p>
		津波監視設備					耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*2,*3} （ボルト以外） 一次応力			許容限界 ^{*2,*3} （ボルト） 一次応力																															
せん断										引張	せん断		引張																															
せん断	圧縮		曲げ	せん断	引張																																							
津波監視カメラ	S	D+P _D +M _D +S _s	III _A S ^{*1}	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c																																			
取水ピット水位計	S	D+P _D +M _D +S _s	III _A S ^{*1}	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _c																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																										
		<p>(5) 地盤 (設計基準対象施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G + P + S_d* Sクラス</td> <td>短期許容支持力とする。</td> </tr> <tr> <td>G + P + S_s Sクラス</td> <td>極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。</td> </tr> <tr> <td>G + P + S_B Bクラス</td> <td>短期許容支持力とする</td> </tr> <tr> <td>G + P + S_C Cクラス</td> <td>短期許容支持力とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔記号の説明〕 G：固定荷重 P：積載荷重 S_d*：弾性設計用地震動S_dによる地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力 S_s：基準地震動S_sによる地震力 S_B：耐震Bクラスの施設に適用される静的地震力 S_C：耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力</p> <p>(重大事故等対処施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類*1 施設区分</th> <th>耐震*2 クラス</th> <th>荷重の組合せ</th> <th>許容限界</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③, ④, ⑤, ⑥, ⑦</td> <td>S</td> <td>G + P + S_s</td> <td>極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。</td> </tr> <tr> <td>①, ②</td> <td>B</td> <td>G + P + S_B</td> <td>短期許容支持力とする</td> </tr> <tr> <td>①, ②</td> <td>C</td> <td>G + P + S_C</td> <td>短期許容支持力とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔記号の説明〕 G：固定荷重 P：積載荷重 S_s：基準地震動S_sによる地震力 S_B：耐震Bクラスの施設に適用される静的地震力 S_C：耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力 注記*1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分 ①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの） ②：①が設置される重大事故等対処施設</p>	荷重の組合せ	許容限界	G + P + S _d * Sクラス	短期許容支持力とする。	G + P + S _s Sクラス	極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。	G + P + S _B Bクラス	短期許容支持力とする	G + P + S _C Cクラス	短期許容支持力とする。	設備分類*1 施設区分	耐震*2 クラス	荷重の組合せ	許容限界	③, ④, ⑤, ⑥, ⑦	S	G + P + S _s	極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。	①, ②	B	G + P + S _B	短期許容支持力とする	①, ②	C	G + P + S _C	短期許容支持力とする。	
荷重の組合せ	許容限界																												
G + P + S _d * Sクラス	短期許容支持力とする。																												
G + P + S _s Sクラス	極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。																												
G + P + S _B Bクラス	短期許容支持力とする																												
G + P + S _C Cクラス	短期許容支持力とする。																												
設備分類*1 施設区分	耐震*2 クラス	荷重の組合せ	許容限界																										
③, ④, ⑤, ⑥, ⑦	S	G + P + S _s	極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。																										
①, ②	B	G + P + S _B	短期許容支持力とする																										
①, ②	C	G + P + S _C	短期許容支持力とする。																										

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																												
		<p>③：常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</p> <p>④：③が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑤：常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p> <p>⑥：⑤が設置される重大事故等対処施設</p> <p>⑦：緊急時対策所</p> <p>*2：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が属する耐震重要度分類のクラス また、常設重大事故緩和設備及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）については、当該クラスをSと表記する。</p> <p>表3-2 地震力と積雪荷重及び風荷重の組合せ</p> <p>(1) 考慮する荷重の組合せ</p> <p>(○：考慮する荷重を示す。)</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">施設の配置</th><th colspan="2">荷重</th></tr><tr><th>風荷重 (P_k)</th><th>積雪荷重 (P_s)</th></tr></thead><tbody><tr><td>建物・構築物</td><td>屋外</td><td>○*1</td><td>○*2</td></tr><tr><td rowspan="2">機器・配管系</td><td>屋内</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>屋外</td><td>○*1</td><td>○*2</td></tr><tr><td>土木構築物</td><td>屋外</td><td>○*1</td><td>○*2</td></tr><tr><td rowspan="2">津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備</td><td>屋内</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>屋外</td><td>○*1</td><td>○*2</td></tr></tbody></table> <p>注記*1：屋外に設置されている施設のうち，コンクリート構築物などの自重が大きい施設を除く。</p> <p>*2：積雪による受圧面積が小さい施設，又は埋設構築物など常時の荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除く。</p>		施設の配置	荷重		風荷重 (P_k)	積雪荷重 (P_s)	建物・構築物	屋外	○*1	○*2	機器・配管系	屋内	—	—	屋外	○*1	○*2	土木構築物	屋外	○*1	○*2	津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備	屋内	—	—	屋外	○*1	○*2	<p>表現の相違</p> <p>設置（変更）許可における設計方針の差異による（女川2号では，風荷重を設計で考慮）</p>
	施設の配置	荷重																													
		風荷重 (P_k)	積雪荷重 (P_s)																												
建物・構築物	屋外	○*1	○*2																												
機器・配管系	屋内	—	—																												
	屋外	○*1	○*2																												
土木構築物	屋外	○*1	○*2																												
津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備	屋内	—	—																												
	屋外	○*1	○*2																												

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機		備考
		(2) 検討対象の施設・設備		設置（変更）許可における設計方針の差異による（女川2号では、風荷重を設計で考慮） 設備構成の相違 設置（変更）許可における設計方針の差異による（女川2号では、風荷重を設計で考慮）
		施設・設備		
		風荷重*	積雪荷重*	
	建物・構築物	・排気筒*2	・原子炉建屋 ・緊急時対策建屋 ・制御建屋 ・タービン建屋 ・緊急用電気品建屋 ・第3号機海水熱交換器建屋 ・第1号機制御建屋 ・補助ボイラー建屋 ・排気筒基礎	
	機器・配管系	・屋外アンテナ（緊急時対策所） ・屋外アンテナ（中央制御室） ・統合原子力防災ネットワーク 設備衛星アンテナ ・復水貯蔵タンク	・屋外アンテナ（緊急時対策所） ・屋外アンテナ（中央制御室） ・巻巻防護ネット ・海水ポンプ室門型クレーン ・復水貯蔵タンク	
	土木構造物	-	・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室 ・原子炉機器冷却海水配管ダクト ・軽油タンク室 ・軽油タンク室（H） ・ガスタービン発電設備軽油タンク室 ・軽油タンク連絡ダクト ・排気筒連絡ダクト ・第3号機海水ポンプ室 ・復水貯蔵タンク基礎	
	津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備	・防潮堤 ・防潮壁 ・浸水防止壁 ・津波監視カメラ	・防潮堤 ・防潮壁 ・浸水防止蓋 ・津波監視カメラ	
		注記*1：風荷重については、建築基準法施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号に、積雪荷重については、女川原子力発電所の最寄りの気象官署（石巻特別地域気象観測所）における観測記録（1887年～2017年）に基づくこととし、添付書類「VI-1-1-2 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち、添付書類「VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>損傷の防止に関する基本方針」の「4. 組合せ」のとおり、風荷重については30m/s、積雪荷重については43cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮し、適切に算出する。</p> <p>*2：風荷重の影響が大きいと考えられる鉄塔構造物について、組合せを考慮する。</p> <p>注記*1：構造物については、固定荷重(G)を考慮し、上載物の荷重を負担する又は影響を受ける構造物である場合は、積載荷重(P)を組み合わせる。機器類については、自重(D)を考慮する。</p> <p>注記*2 ・風による受圧面積が相対的に小さい ・コンクリート構造物等の自重が大きい施設 ・壁等に囲われた場所に設置されており、直接風を受けない。 ・常時海中にある構造物</p> <p>注記*3 ・施設の上に蓋等があり施設に積雪しない（図A参照） ・常時海中にある構造物 ・施設上部又は設備の受圧面積が小さい（図B参照）</p> <p>図A：蓋等により積雪しない場合の例</p> <p>図B：上部の受圧面積が小さい場合の例</p> <p>図3-1 耐震計算における風荷重及び積雪荷重の設定フロー</p>	<p>プラント固有条件の差異による（立地地点における積雪荷重の考慮及びその考慮方法に係る設計方針を記載。） 設備構成の相違</p> <p>設置（変更）許可における設計方針の差異による（女川2号では、風荷重を設計で考慮）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.2 変位、変形の制限</p> <p>発電用原子炉施設として設置される建物・構築物、機器・配管系の設計に当たっては、剛構造とすることを原則としており、地震時にこれらに生じる応力を許容応力値以内に抑えることにより、変位、変形に対しては特に制限を設けなくても機能は十分維持されると考えられる。</p> <p>しかしながら、地震により生じられる変位、変形に対し設計上の注意を要する部分については以下のような配慮を行い、設備の機能維持が十分果たされる設計とする。</p> <p>(1) 建物間相対変位に対する配慮</p> <p>原子炉格納容器を貫通する配管、ダクト等、又は異なった建物間を渡る配管等の設計においては、十分安全側に算定された建物間相対変位に対し、配管ルート、支持方法又は伸縮継手の採用等でこれを吸収できるように配慮する。</p> <p>(2) 燃料集合体の変位に対する配慮</p> <p>地震時における原子炉スクラム時、燃料集合体の地震応答変位は制御棒の挿入時間に影響を与える。そのため、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果から挿入機能に支障を与えない最大燃料集合体変位を求め、地震応答解析から求めた燃料集合体変位がその最大燃料集合体変位を下回ることを確認する。</p> <p>4. 機能維持</p> <p>4.1 動的機能維持</p> <p>動的機能が要求される機器は、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1) 動的機能維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、その機能種別により制御棒挿入機能</p>	<p>設計方針の相違（格納容器形式が異なることによる相違。女川2号は、鋼製格納容器である。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>に係る機器、回転機器及び弁に分類し、それぞれについて、以下の方法により機能維持を満足する設計とする。</p> <p>(1) 制御棒挿入機能に係る機器 地震時における制御棒の挿入性（制御棒が目安とする設計時間内に挿入できること）については、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果等から駆動機能が地震時にも維持されることを確認する。</p> <p>(2) 回転機器及び弁 地震時及び地震後に動作機能の維持が要求される回転機器及び弁については、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動による応答加速度が、加振試験等の既往の研究によって機能維持を確認した加速度（以下「動的機能確認済加速度」という。）以下とするか、もしくは応答加速度による解析等により機能維持を満足する設計とする。動的機能確認済加速度を超える場合には、詳細検討により機能維持を満足する設計とする。標準的な機種の動的機能確認済加速度を表4-1に示す。 表4-1の適用形式を外れる場合は、地震時の応答加速度が地震動を模擬した加振試験又は設備が十分に剛であることを踏まえ、地震動による応答を模擬した静的荷重試験によって得られる、機能維持を確認した加速度以下であること、又は既往知見に基づいた解析により機能維持を満足する設計とする。 具体的な動的機能維持評価について、以下に示す。</p> <p>a. クラス2ポンプ、クラス3ポンプ、その他のポンプ及び重大事故等クラス2ポンプ（クラス2、3、その他のポンプ）について 地震時及び地震後に動的機能維持を要求されるポンプについては、次のいずれかにより、必要な機能を有することを確認する。また、クラス1ポンプについては、地震時及び地震後において、動的機能を必要としないが、地震によって軸固着が生じないことを同様の方法で確認する。</p> <p>(a) 計算による機能維持の評価 静的若しくは動的解析により地震荷重を求め、軸受に負荷する荷重</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考													
		<p>が、軸受の許容荷重以内であることを確認する。また、その他の必要な機能についても計算により確認する。</p> <p>(b) 実験による機能維持の評価 地震を模擬した加振試験又は地震時に作用する相当荷重を模擬した静的実験により、機能維持の確認をする。</p> <p>b. クラス1弁、クラス2弁及び重大事故等クラス2弁（クラス1弁、クラス2弁）について 地震時及び地震後に動的機能維持を要求される弁については、次のいずれかにより、必要な機能を有することを確認する。</p> <p>(a) 計算による機能維持の評価 次にいずれかにより、弁の設計荷重を決める。 イ. 配管系の解析により、弁の最大加速度を求める。 ロ. あらかじめ弁に対して許容設計加速度を定める。 これらのいずれかにより、与えられた設計荷重により、ヨーク、弁本体、ステム等のうち、もっとも機能に影響の強い部分（一般にはボンネット付根部）の応力等が降伏点、又は機能維持に必要な限界値を超えないことを確認する。</p> <p>(b) 実験による機能維持の評価 地震を模擬した加振試験又は地震時に作用する相当荷重を模擬した静的実験により、機能維持の確認をする。</p> <p>表 4-1 動的機能確認済加速度</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">機種</th><th rowspan="2">加速度 確認部位</th><th colspan="2">機能確認済加速度 ($\times 9.8m/s^2$)</th></tr><tr><th>水平方向</th><th>鉛直方向</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">立形ポンプ</td><td>ビットバレル形ポンプ</td><td rowspan="2">コラム 先端部</td><td rowspan="2">10.0</td><td rowspan="2">1.0</td></tr><tr><td>立形斜流ポンプ</td></tr></tbody></table>	種別	機種	加速度 確認部位	機能確認済加速度 ($\times 9.8m/s^2$)		水平方向	鉛直方向	立形ポンプ	ビットバレル形ポンプ	コラム 先端部	10.0	1.0	立形斜流ポンプ	<p>設備構成の相違（女川2号では、立形単段床置形ポンプを設置していない）</p>
種別	機種	加速度 確認部位				機能確認済加速度 ($\times 9.8m/s^2$)										
			水平方向	鉛直方向												
立形ポンプ	ビットバレル形ポンプ	コラム 先端部	10.0	1.0												
	立形斜流ポンプ															

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機				備考
	横形ポンプ	横形単段遠心式ポンプ	軸位置	3.2 (軸直角方 向)	1.0	設備構成の相違（非常 用ディーゼル発電設備 は中速型、高圧炉心ス プレイ系非常用ディー ゼル発電設備は高速型 を採用）
		横形多段遠心式ポンプ		1.4 (軸方向)		
	ポンプ駆動 用タービン	原子炉隔離時冷却ポンプ 駆動用蒸気タービン	重心位置	2.4	1.0	
	電動機	横形ころがり軸受電動機	軸受部	4.7	1.0	
		横形すべり軸受電動機		2.6		
		立形ころがり軸受電動機		2.5		
		立形すべり軸受電動機				
	ファン	遠心直結型ファン	軸受部 及びメカニ カルシール ケーシング	2.3	1.0	
		軸流式ファン	2.4			
	非常用デ ィーゼル 発電機	中速形ディーゼル機関	機関 重心位置	1.1	1.0	
			ガバナ 取付位置	1.8	1.0	
		高速形ディーゼル機関	機関 重心位置	1.1	1.0	
			ガバナ 取付位置	1.8	1.0	
	往復動式 ポンプ	横形3連往復動式ポンプ	重心位置	1.6	1.0	
	弁（一般 弁及び特 殊弁）	一般弁（グローブ弁，ゲ ート弁，バタフライ弁， 逆止弁）	駆動部	6.0	6.0	
ゴムダイヤフラム弁		2.7		6.0		
主蒸気隔離弁		10.0		6.2		
主蒸気逃がし安全弁		9.6		6.1		
制御棒駆動系スクラム弁		6.0		6.0		

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(参考文献)</p> <ul style="list-style-type: none">・電力共通研究「鉛直地震動を受ける設備の耐震評価手法に関する研究（H10～H13）」 <p>4.2 電気的機能維持</p> <p>電気的機能が要求される機器については、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(2) 電気的機能維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動による応答加速度が各々の盤、器具等に対する加振試験等により機能維持を確認した加速度（以下「電気的機能確認済加速度」という。）以下であること、あるいは解析による最大発生応力が許容応力以下であることにより、機能維持を満足する設計とする。</p> <p>上記加振試験では、まず、掃引試験により固有振動数を確認する。その後、加振試験を実施し、当該機器が設置される床における加速度以上での動作確認を実施する。または、実機を模擬した機器を当該機器が設置される床における模擬地震波により加振して、動作確認を実施する。</p> <p>4.3 気密性の維持</p> <p>気密性の維持が要求される施設は、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(3) 気密性の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、発電所周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆を守るため、事故時に放射性気体の放出、流入を防ぐことを目的として、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」等による構造強度を確認すること、及び同じく地震動に対して機能を維持できる設計とする換気設備とあいまって、気密性維持の境界において気圧差を確保することで必要な気密性を維持する設計とする。</p> <p>気密性の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、施設区分に応じた地震動に対して、地震時及び地震後において、耐震壁のせん断ひずみがおおむね弾性状態にとどまることを基本とする。その状態にとどまらない場合は、地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算定した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能</p>	

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>を下回ること必要な気密性を維持する設計とする。</p> <p>気密性の維持が要求される施設のうち、鋼製の構造物を含む原子炉格納容器バウンダリは、設計基準事故及び重大事故等時における内圧と地震力との組合せを考慮した荷重に対しても、「3.1 構造強度上の制限」による構造強度を確保する設計とする。この場合、格納容器貫通部においては相対変位量を考慮した処置を施す等、相対変位量を考慮した設計を行う。また、使用材料、製作及び保守に関しても管理を行うことで、地震時及び地震後において、気密性維持の境界において気圧差を確保し十分な気密性を維持する設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟の鉄筋コンクリート造の部分において、耐震壁については、「3. 構造強度」に定める建物・構築物の許容限界であるせん断ひずみを用いて空気漏えい量を算定し、事故時に原子炉格納容器から漏えいした空気を非常用ガス処理系で処理できることを確認することで、スラブについては、地震時に生じる応力に対して弾性域内にとどまる設計とすることで、気密性維持の境界において気圧差を確保し、気密性を維持する設計とする。</p> <p>緊急時対策所、中央制御室待避所及び中央制御室は、地震時及び地震後においてもその機能を維持できるように、耐震壁については、「3. 構造強度」に定める建物・構築物の許容限界であるせん断ひずみを用いて空気漏えい量を算定し、設置する換気設備の性能以下であることを確認する。また、スラブについては、地震時に生じる応力に対して弾性域内にとどまる設計とすることで、気密性維持の境界において気圧差を確保し、居住性を維持する設計とする。</p> <p>4.4 止水性の維持</p> <p>止水性の維持が要求される施設は、津波防護施設及び浸水防止設備であり、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(4) 止水性の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、防護対象設備を設置する建物及び区画に、津波に伴う浸水による影響を与えないことを目的として、基準地震動S_sによる地震力に対し、「3.1</p>	<p>施設構造の相違</p> <p>施設構造の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>構造強度上の制限」に示す構造強度の確保に加え、主要な構造体の境界部に設置する材料については、有意な漏えいが生じない変形に留めることで、止水性を維持する設計とする。</p> <p>具体的には、止水性の維持が要求される施設の母材部については、基準地震動S_sによる地震力に伴い生じる荷重又は応力に対して、おおむね弾性状態に留まることを計算により確認する。加えて、止水性の維持が要求される施設の取付部及び閉止部等のうち、間隙が生じる可能性のある境界部に設置した材料については、境界部において基準地震動S_sによる地震力に伴い生じる相対変位量が、材料の試験により確認した止水性が維持できる変位量未満であることを計算により確認する。</p> <p>また、止水性の維持が要求される施設が取付けられた、建物・構築物及び土木建造物の壁など、止水性の維持が要求される部位については、断面が降伏に至らない状態であれば、漏水が生じるような顕著な（部材を貫通するような）ひび割れは発生しないことから、基準地震動S_sによる地震力に伴い生じる荷重又は応力に対して、おおむね弾性状態に留まることを計算により確認する。</p> <p>各施設の母材部並びに取付部及び閉止部等の境界部は、使用材料、製作及び保守に関しても十分な管理を行い、止水性が維持できるよう考慮する。</p> <h4>4.5 遮蔽性の維持</h4> <p>遮蔽性の維持が要求される施設は、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(5) 遮蔽性の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、発電所周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆を守るため、鉄筋コンクリート造として設計することを基本とし、遮蔽性の維持が要求される生体遮蔽装置については、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」による構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、地震後における残留ひずみを小さくし、ひび割れがほぼ閉鎖し、貫通するひび割れが直線的に残留しないこととすることで、遮蔽性を維持する設計とする。</p>	記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4.6 支持機能の維持</p> <p>機器・配管系等の設備を支持する機能の維持が要求される施設は、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(6) 支持機能の維持」の考え方にに基づき、地震時及び地震後において、被支持設備が設計基準対象施設の場合は耐震重要度分類、重大事故等対処施設の場合は施設区分に応じた地震動に対して、以下に示す通り、支持機能を維持する設計とする。</p> <p>(1) 建物・構築物の支持機能の維持</p> <p>建物・構築物の支持機能の維持については、地震動に対して、被支持設備の機能を維持できる構造強度を確保する設計とする。</p> <p>具体的には、Sクラス設備等の支持機能の維持が要求される建物・構築物が鉄筋コンクリート造の場合は、基準地震動S_sに対して、耐震壁の最大せん断ひずみが「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすること、又は基礎等を構成する部材に生じる応力若しくはひずみが「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすることで、Sクラス設備等の支持機能が維持できる設計とする。鉄骨造の場合は、基準地震動S_sに対して、部材に発生する応力が「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすることでSクラス設備等の支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても、耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足している場合は、耐震壁の変形に追従する建物・構築物の部位の健全性も確保されており、支持機能を確保していると考えられる。</p> <p>また、各建物間に生じる地震時相対変位について、各建物が相互に干渉しないよう適切な間隔を設けると同時に、各建物に渡る設備からの反力に対しても十分な構造強度を確保する設計とする。</p> <p>(2) 屋外重要土木建造物の支持機能の維持</p> <p>Sクラスの機器・配管系の間接支持機能を求められる屋外重要土木建造物については、部材が終局状態に至らず、アンカー一定着部周辺においては、損傷が部材降伏程度であれば定着性能に影響を及ぼさないことから、地震動に対して、構造部材の曲げについては限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント又は許容応力度、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、限</p>	<p>記載方針の相違 構造形式の相違 設置(変更)許可における設計方針の差異による(女川2号では、限界状態設計法又は許容応</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-2-1-9 機能維持の基本方針）

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/10/9版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>界せん断ひずみ及びせん断耐力に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、機器・配管系の支持機能が維持できる設計とする。</p> <p>(3) 車両型の間接支持構造物における支持機能の維持</p> <p>車両型の間接支持構造物については、地震動に対して、被支持設備の機能を維持できる構造強度を確保する設計とする。</p> <p>また、地震時に車両等の転倒を防止するよう、加振試験等で車両全体が安定性を有し、転倒しないことを確認する設計、若しくは地震応答解析から得られた重心相対変位が転倒条件の相対変位以下となるよう設計することで、設置箇所における機能維持を満足する設計とする。</p> <p>4.7 通水機能及び貯水機能の維持</p> <p>通水機能及び貯水機能の維持が要求される施設は、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「5.2(7) 通水機能及び貯水機能の維持」の考え方にに基づき、非常時に冷却する海水を確保するための通水機能及び貯水機能の維持が要求される非常用取水設備は、地震時及び地震後において、通水機能及び貯水機能を維持するため、基準地震動 S_s による地震力に対して、構造強度を確保することで、通水機能及び貯水機能が維持できる設計とする。</p> <p>通水機能については、通水断面の閉塞を防ぐため、部材が終局状態に至らないこと、貯水機能については、構造物周囲が透水性の十分小さい盛土であるものの、保守的に漏水が生じるような顕著な（部材を貫通するような）ひび割れが発生しないことを想定し、許容限界を設定する。</p> <p>地震力が作用した場合において、構造部材の曲げについては限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメント又は許容応力度、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。なお、限界層間変形角、限界ひずみ、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対しては妥当な安全余裕を持たせることとし、通水機能及び貯水機能が維持できる設計とする。</p>	<p>力度法により設計を行っている。コンクリートの圧縮ひずみ、主筋ひずみ及び圧縮緑コンクリートひずみを限界ひずみと総称している。)</p> <p>記載方針の相違</p> <p>設置(変更)許可における設計方針の差異による(女川2号では、限界状態設計法又は許容応力度法により設計を行っている。コンクリートの圧縮ひずみ、主筋ひずみ及び圧縮緑コンクリートひずみを限界ひずみと総称している。)</p>